

三重県地域防災計画
— 風水害等対策編 —
(最終案)

平成27年3月修正

三重県防災会議

(表紙裏面)

<目 次>

第1部 総 則

第1章 計画の目的・方針

- 第1節 計画の目的と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第2節 計画の位置づけ及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 計画関係者の責務等

- 第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割・・・・・・・・ 14
第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 16

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

- 第1節 三重県の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第2節 三重県における既往の風水害等の状況・・・・・・・・ 28
第3節 近年の気象及び災害の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第2部 災害予防・減 災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

- 第1節 県民や地域の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第2節 防災人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化・・・・・・・・ 49
第4節 ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第5節 企業・事業所の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進・・・・・・・・ 61

第2章 安全な避難空間の確保

- 第1節 避難対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

- 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第2節 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進・・・・・・・・ 81

第4章 緊急輸送の確保

- 第1節 輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第5章 防災体制の整備・強化

- 第1節 災害対策機能の整備及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保・・・・・・・・ 95
第3節 医療・救護体制及び機能の確保・・・・・・・・ 100
第4節 応援・受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進・・・・・・・・ 109
第6節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第7節 災害廃棄物処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 120

第6章 特定自然災害への備え

- 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策・・・・・・・・ 123

第3部 台風接近時等 の減災対策

第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

- 第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について・・・・・・・・ 133

第2節	タイムラインの策定・導入に向けた検討方針	137
第1章 災害対策本部機能の確保		
第1節	準備・警戒体制の確保	140
第2節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	170
第2章 避難誘導體制の確保		
第1節	避難所の確保及び早期避難の促進	182
第2節	災害時要援護者の保護	185
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	187
第3章 災害未然防止活動		
第1節	公共施設の災害未然防止体制の確保	189
第2節	水防活動体制の確保	193
第3節	県民・企業等による安全確保	195

**第4部
発災後の応急
対策**

第1章 災害対策本部活動の実施		
第1節	災害対策活動の実施体制の確保	201
第2節	通信機能の確保	205
第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	219
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	232
第5節	県内市町間応援・受援体制の整備	236
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策		
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	239
第2節	水防活動	247
第3節	公共施設被災時の応急対策	250
第4節	ライフライン施設被災時の応急対策	253
第5節	ヘリコプターの活用	259
第3章 救助・救急及び医療・救護活動		
第1節	救助・救急活動	263
第2節	医療・救護活動	267
第4章 緊急避難対策		
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	273
第2節	災害時要援護者対策	281
第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策	285
第5章 特定自然災害対策		
第1節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策	287

**第5部
被災者支援・
復旧対策**

第1章 災害対策本部活動体制の確保		
第1節	災害対策本部の継続・廃止	295
第2節	国・他府県等からの応援受入	298
第3節	国への災害対策要員の派遣要請等	301
第4節	災害救助法の適用	304
第2章 避難者支援等の活動		
第1節	避難所の運営	312
第2節	緊急輸送手段の確保	316
第3節	救援物資等の供給	319

第4節	給水活動	326
第5節	ボランティア活動の支援	331
第6節	防疫・保健衛生活動	335
第7節	災害警備活動	339
第8節	遺体の取扱い	342
第3章 社会基盤施設等の復旧・保全		
第1節	公共施設等の復旧・保全	345
第2節	農作物等の被害軽減対策	351
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	354
第4節	流木等漂着物対策	361
第4章 復旧に向けた対策		
第1節	廃棄物対策活動	363
第2節	住宅の保全・確保	367
第3節	文教等対策	371
第4節	中小企業・農林漁業復旧対策	376
第5節	災害義援金等の受入・配分	378
第5章 復旧にかかる支援措置		
第1節	災害復旧事業にかかる財政支援	381
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	385

**第6部
事故等による
災害対策**

第1章 重大事故等対策		
第1節	危険物施設等の事故対策	393
第2節	航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策	409
第3節	流出油事故等への対策	413
第4節	原子力災害対策	422
第2章 火災対策		
第1節	大規模火災の対策	426
第2節	林野火災の対策	433

(参考資料)	三重県地域防災計画添付資料 各部目次	444
--------	--------------------	-----

(裏面)

第1部 総則

(中表紙裏面)

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

第3項 計画の見直し方針

1 見直しの背景

(1) 伊勢湾台風とその後の防災対策

昭和34年9月26日に潮岬に上陸した伊勢湾台風は、全国では5,098人、三重県内でも1,281人に上る死者・行方不明者を生じる未曾有の大災害となり、明治以降、国内で最大の被害を生じた台風として記録されています。

この伊勢湾台風を契機に国の防災対策体制が大きく見直されることとなり、同台風時の水位等を基準とした防潮堤や堤防の整備が全国的に進められるとともに、災害対策の基本に関する総合的な法律として災害対策基本法が昭和36年に成立し、中央防災会議、地方防災会議の設置や、防災基本計画、地域防災計画の策定などが規定され、総合的・計画的な防災体制の整備が図られて、本県の風水害対策も大きく進みました。

(2) 近年の風水害の傾向と新たな対策の必要性

詳しくは第3章において後述しますが、昭和50年代以降、気象災害による被害は大幅に減少しており、伊勢湾台風後に進められた防災対策は、全国的にも一定の効果을上げてきたものと考えられます。

しかしながら、地球温暖化などの影響から、台風の大規模化など、近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあるため、従前の対策だけでは対応ができなくなってきています。

本県における風水害を例にあげると、平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、最大1時間降水量が当時の宮川村（現大台町）で139mm、総降水量は尾鷲市で876mmを記録し、これにより生じた土砂災害や河川氾濫により、県内だけで死者・行方不明者が合わせて10名に達するなど、大きな災害となりました。

また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量が各地で1,000mmを超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で3名の死者・行方不明者が生じました。

これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、大型の台風等により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、大規模な土砂災害や浸水被害を発生させるというもので、このケースの災害が全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

2 計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。

①台風発生時から発災までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災計画（三重県版タイムライン（仮称））の策定に向けた方針を示す。

台風の勢力は年を追って強まる傾向にあり、台風の発生が洪水や土砂災害などによる甚大な被害に直結しかねないという深刻な状況になりつつあります。

一方、台風の場合には発生等から到達までの間にかなりの時間的余裕があり、このリードタイムを活かした事前の防災対策、いわゆる「タイムライン」を活用した防災対策を取り入れる動きが、国内外で始まっています。実際にアメリカでは超大型のハリケーンによる人的被害を最小に抑えたという実績も出ています。このため、三重県においても、台風等の発生から発災までのリードタイムを活用した事前の準備対策に万全を期すため、新たに「タイムライン」の考え方を取り入れた事前防災・減災対策の検討に取り組むこととし、「第3部 台風接近時等の減災対策」に「第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を特別に設け、導入の方針等について説明しています。

②局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れのある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策を盛り込む。

近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨」、「猛烈な雨」という表現で発表される局地的大雨や、近年、我が国でも多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。加えて、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、近年、各地で大きな被害が報告されています。これまでの計画で掲げてきた対策では対応しきれない、こうした特定の自然災害について、今回の計画から、新たに「第2部 災害予防・減災対策」に「第6章 特定自然災害への備え」、「第4部 発災後の応急対策」に「第5章 特定自然災害対策」を設け、自助・共助に重点を置いた対策を示すこととしました。

また、風水害以外でも、今回の計画では、次のとおり事故等にかかる災害対策について、東日本大震災による原子力発電所の爆発事故の発生を踏まえるなどした見直しを図ることとしています。

す。

③計画における事故等にかかる災害対策を整理するとともに、新たに原子力災害対策を加える。

災害対策基本法では、自然災害の他に、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等も対策の対象に掲げ、防災基本計画においてこれら事故等への対策を掲げています。また、平成23年の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の爆発事故を受け、防災基本計画において原子力災害対策の強化が図られました。今回の見直しにあたっては、これまで自然災害と並列で記載してきたこれら事故対策を自然災害と別立ての構成とし、新たに「第6部 事故等による災害対策」を新設することで、事故対策をまとめて記載しています。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣の原子力発電所の事故を想定し、この第6部に、新たに「原子力災害対策」の節を設けて、本県における必要な対策を掲げることとしました。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

三重県地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「添付資料」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「添付資料」については、「第1部 地勢及び気象編」、「第2部 災害予防編」、「第3部 発災後対策編」及び「第4部 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編」に分冊されており、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています。

第2項 計画の構成

第1部 総則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割、三重県の特質や既往の風水害の状況等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時等の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性和導入方針について書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害対策	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市町災対本部 ……市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部 ……三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部 ……三重県水防本部の支部をいう。
- 6 防災関係機関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 8 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 9 災害時要援護者 ……高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう
- 10 その他の用語については、災害対策基本法の例によります。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

第1項 県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

1 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

2 市町

- ① 市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 県民

- ① 県民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第2項 市町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市町	(1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
市町消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整

<p>東海農政局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
<p>近畿中国森林管理局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廢地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
<p>中部経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する事 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導
<p>中部運輸局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あつせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

<p>大阪航空局 中部空港事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
<p>第四管区海上保安本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。 (4) 船舶交通の障害の除去に関すること。 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。 (6) 法令の海上における励行に関すること。
<p>津地方気象台</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
<p>東海総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
<p>三重労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

<p>中部地方整備局 近畿地方整備局</p>	<p>1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有 2 初動対応 (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。 3 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
<p>中部地方環境事務所</p>	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
<p>近畿中部防衛局 東海防衛支局</p>	<p>(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援</p>

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	<p>災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置</p>
KDDI株式会社中部総支社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p> <p>※ 平成27年4月1日ソフトバンクテレコム(株)はソフトバンクモバイル(株)へ吸収合併予定。</p>

<p>日本銀行名古屋支店</p>	<p>災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 (2) 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。 (3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約 ② 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認 ③ 災害関係融資について実情に即した措置 (4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。 (5) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。 (6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。 (7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
<p>日本赤十字三重県支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
<p>日本放送協会津放送局</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
<p>中日本高速道路株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
<p>独立行政法人水資源機構</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
<p>東海旅客鉄道株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

<p>西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</p>
<p>中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店</p>	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
<p>東邦ガス株式会社</p>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>
<p>独立行政法人国立病院機構</p>	<p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援</p>

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
<p>公益社団法人三重県医師会</p>	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</p>

三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人三重県LPガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブルコムネット三重	災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力

文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	(1) 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）	(1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く）	(1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPガス協会に準ずる。

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

第1節 三重県の特質

第1項 地形の概要

三重県の概形は、南北の長さが約 170 km、東西は約 80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、平成 25 年 10 月 1 日現在の総面積は、5,761.63k m²である。

本県の北は、養老山脈と木曾川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。総じて、東へ行くほど標高は低くなり、愛知県境近くの沿岸部には、県内における地盤高が最低となる海拔ゼロメートル地帯が広がる。

南部は、南北方向にのびる背梁山台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短く、この地域を流れる河川は、急勾配を一気に流れ下り、熊野灘に注いでいる。

第2項 気象の概要

大陸と大洋にはさまれた日本は、世界でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジアの東端に位置し、夏から秋にかけて多くの台風が接近または上陸するとともに、季節の変わり目には梅雨前線や秋雨前線が停滞するなど、大雨等による風水害被害を受けやすい場所に位置している。1971 年から 2000 年にかけての日本の年平均降水量は、世界平均 880mm の約 2 倍に相当する 1,718mm に達し、しかも、その降水量は季節ごとの変動が激しく、梅雨期と台風期に集中している。

このように降水量の多い日本にあって、三重県は、県南部の尾鷲市から大台ヶ原にかかる地域を中心に、年降水量が 3,000mm～4,000mm に達するなど、全国屈指の多雨地帯を抱えており、さらに南東部にかけて太平洋に面していることから、台風による影響も受けやすいという特徴がある。

気候はおおむね温和だが、地形が複雑なため、地域的な差異が大きい。年平均気温を見ると、北中部の山地では 12℃と最も低く、伊賀地方で 13℃前後、伊勢平野で 15℃前後、志摩及び熊野灘沿岸地方は 16℃となっている。また、伊賀地方では、内陸型盆地気候の特性として、気温の年較差とともに日較差が大きくなっている。

冬季における平野部での積雪は少ないものの、強い冬型の気圧配置になると、鈴鹿山麓や伊賀盆地では、日本海から流れてくる雪雲の影響で局地的な大雪に見舞われることがある。

第2節 三重県における既往の風水害等の状況

第1項 県内における戦後の主な気象災害

戦後以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

昭和期については、死者・行方不明者が発生した気象災害の件数が非常に多いため、死者・行方不明者の合計が10人を超えたもののみ記載しているが、昭和20年代から40年代までは、10人以上の人的被害を伴う災害が頻繁に発生している。中でも昭和34年の伊勢湾台風では、1200人を超える死者・行方不明者を生じるなど、最悪の被害を記録している。

一方で、昭和50年代以降で10人以上の被害を出したのは、24人の死者・行方不明者が生じた、昭和57年の「梅雨前線、台風10号及び低気圧による暴風雨と大雨」のみとなっている。それ以外では、相当規模の台風等が幾度も襲来したにもかかわらず、10人を超える人的被害の発生は見られていない。

平成期に入ってから、10人以上の被害を出したのは、平成16年の「台風第21号及び前線による豪雨」のみとなっている。下表で、平成元年以降は、死者・行方不明者の合計が1人以上の気象災害についても記載しているが、これによると、平成元年代に比べ、平成10年以降は、人的被害を伴う災害の発生が増加している。

(別表) 三重県に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称 (カッコ内は主な被害地域)	死者・行方不明者	災害の概要
1953. 8. 15 (昭和28)	前線による大雨 (北勢、伊賀)	32	日本海から南下した前線が停滞して豪雨となり、伊賀地方では山崩れにより多数の人命が失われる大惨事となった。
1953. 9. 25 (昭和28)	台風第13号 (全域)	50	熊野灘を北上、志摩半島を横断した台風と満潮時が重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曾有の大災害を蒙った。
1956. 9. 25 ～27 (昭和31)	台風第15号 (全域)	12	台風は、志摩半島沖を通過し、御前崎付近に上陸した。大雨のため関西線加太付近で山崩れが発生し、列車転落により多数の犠牲者が出た。
1958. 1. 26 ～27 (昭和33)	低気圧 (全域)	11	日本海低気圧の発達で海上は大しけとなり、紀勢町、南勢町の漁船が相次いで遭難、南勢町田曾浦ではタンカーが沈没した。
1959. 9. 25 ～27 (昭和34)	伊勢湾台風 (全域)	1,233	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。
1961. 6. 24 ～29 (昭和36)	昭和36年梅雨前線豪雨 (全域)	17	活動を活発化させながら、24日から本州南岸に停滞した梅雨前線と、台風第6号の影響により、三重県内では北部と南部で大雨が降り、特に北勢地方で被害が甚大であった。
1967. 10. 27 ～28 (昭和42)	台風第34号 (全域)	23	熊野灘から志摩半島をかすめた台風の影響で、尾鷲で1時間雨量97mmを観測するなど、短時間の豪雨となり、熊野市飛鳥町の国道42号改修工事現場で、鉄砲水のため多数の犠牲者が出た。
1971. 9. 9 ～10 (昭和46)	三重県南部の集中豪雨 (南部(尾鷲市、熊野市))	42	台風第25号の通過後、前線が北上、活動が活発化して、尾鷲では最大1時間雨量92mm、総降水量1,095mmに達する記録的豪雨となり、急傾斜地の

			崩壊により人的被害多数の災害となった。
1982. 7. 11 ～8. 3 (昭和 57)	梅雨前線、台風第 10 号及び低気圧による暴風雨と大雨 (全域)	24	この期間中、低気圧の通過に伴う南岸付近に停滞していた梅雨前線の北上や活動活発化による大雨（7月 11～12 日、14～17 日、24～27 日）、待機不安定による短時間強雨（7月 29 日）が発生した。7月 31 日からは台風第 10 号の北上に伴い、県内は中部を中心として大雨となり、嬉野町小原では民家 4 棟が土砂に押しつぶされるなどした。8月 2 日からは台風からかわった低気圧と前線の活動活発化により、再び県内は大雨となり、志摩半島方面は記録的な豪雨となった。
1990. 9. 29 ～30 (平成 2)	台風第 20 号 (全域)	2	和歌山県白浜町付近に上陸した後、県南部から志摩半島を通過した台風により県内全域で激しい風、雨に見舞われ、松阪市と大台町では、増水した川に転落して 2 人が死亡した。
1991. 9. 18 ～19 (平成 3)	秋雨前線と台風第 18 号による豪雨 (全域)	2	南海上を北上する台風第 18 号に刺激された秋雨前線の活動が活発化し、18 日夜から 19 日朝にかけて県内全域で激しい雨に見舞われた。熊野市では土砂崩れにより 2 人が死亡した。
1998. 9. 21 ～24 (平成 10)	台風第 7 号・8 号による大雨 (全域)	3	台風第 8 号に続いて第 7 号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、上野市や四日市市で観測史上第 1 位の最大瞬間風速を観測し、死者や負傷者が出るなど被害が発生した。
2000. 9. 10 ～14 (平成 12)	秋雨前線及び台風第 14 号による豪雨 (全域)	1	南海上の台風第 14 号や日本海の前線の影響で南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定となって、県内各地で豪雨となった。四日市市では水路に流され 1 人が死亡した。
2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して 1 人が死亡した。
2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28 日夜から激しい雨が降り出し、29 日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者 6 人、行方不明者 1 人、海山町で町内を流れる船津川のはん濫により死者 2 人、松阪市で川に流され死者 1 人など、大災害となった。
2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18 日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった 1 人が死亡した。
2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9 月 3 日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は 1 日から 5 日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま

第1部 総則

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

			れて1人が死亡、紀宝町では浸水区域内の家屋で1人が死亡したほか1人が行方不明となった。
2012. 9. 30 ～10. 4 (平成 24)	台風第 17 号による大雨 及び高潮 (全域)	1	台風第 17 号は、強い勢力を維持したまま、三重県沿岸を北上して、県内では大雨となり、台風の接近が満潮時刻と重なったため、潮位が高くなって大雨や高潮による浸水害が四日市市、鳥羽市などで発生した。鈴鹿市では1人が濁流に巻き込まれて死亡した。
2013. 9. 14 ～16 (平成 25)	台風第 18 号による大雨 (全域)	2	台風第 18 号は、大型の勢力を維持したまま三重県沿岸を北上し、台風が接近した 15 日夜から 16 日朝にかけて、非常に激しい雨が降った。津市内で放置車両があり乗車していたと思われる 2 人が死亡した。

[引用文献、参考文献]

『創立百年誌 津地方気象台創立 100 周年記念誌』(平成元年 7 月 津地方気象台)

『災害の概況』(三重県)

津地方気象台ホームページ「三重県における戦後の主な気象災害」

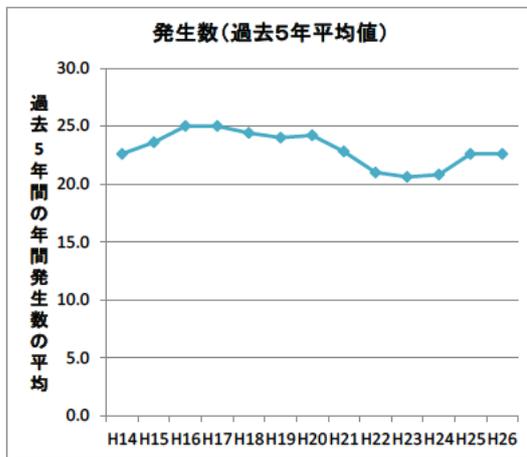
第3節 近年の気象及び災害の傾向

第1項 近年の気象の傾向

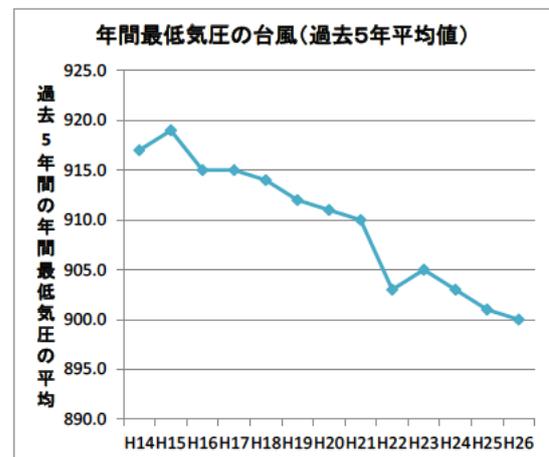
1 台風の発生傾向

日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去5年間平均はほぼ横ばいで推移しており、大きな変動は見られない。しかし、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、年々、平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増える」と指摘している。日本近海の海水温が上昇しているため、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることが原因と考えられている。

【図表 台風の発生回数】



【図表 台風の最低気圧の推移】



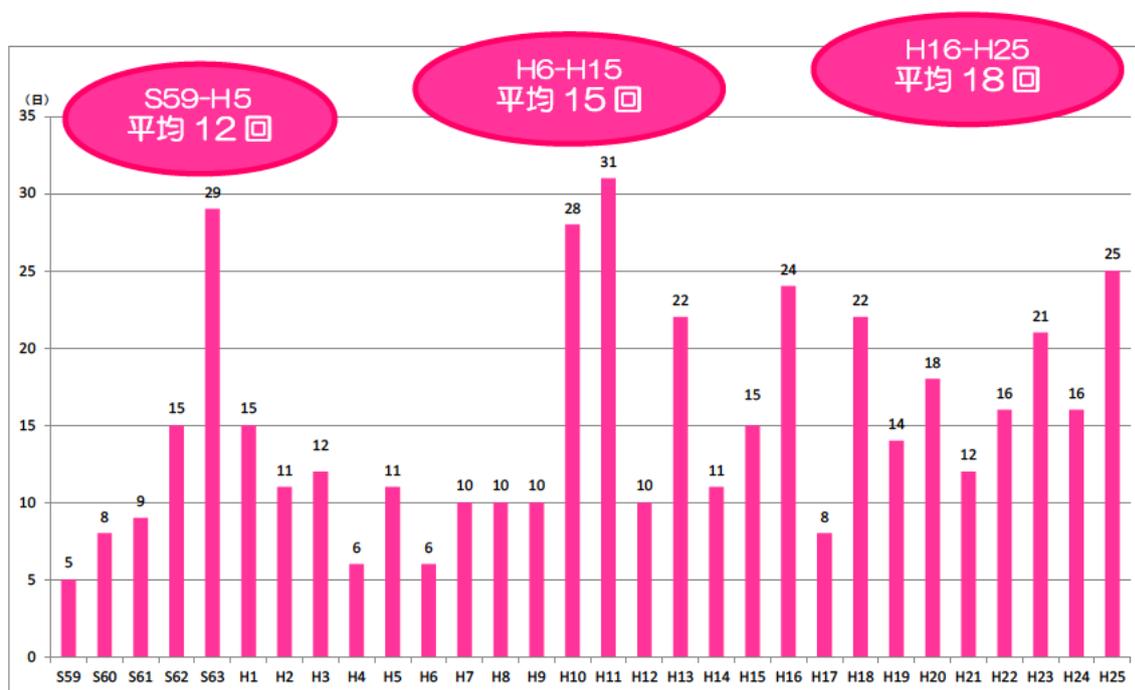
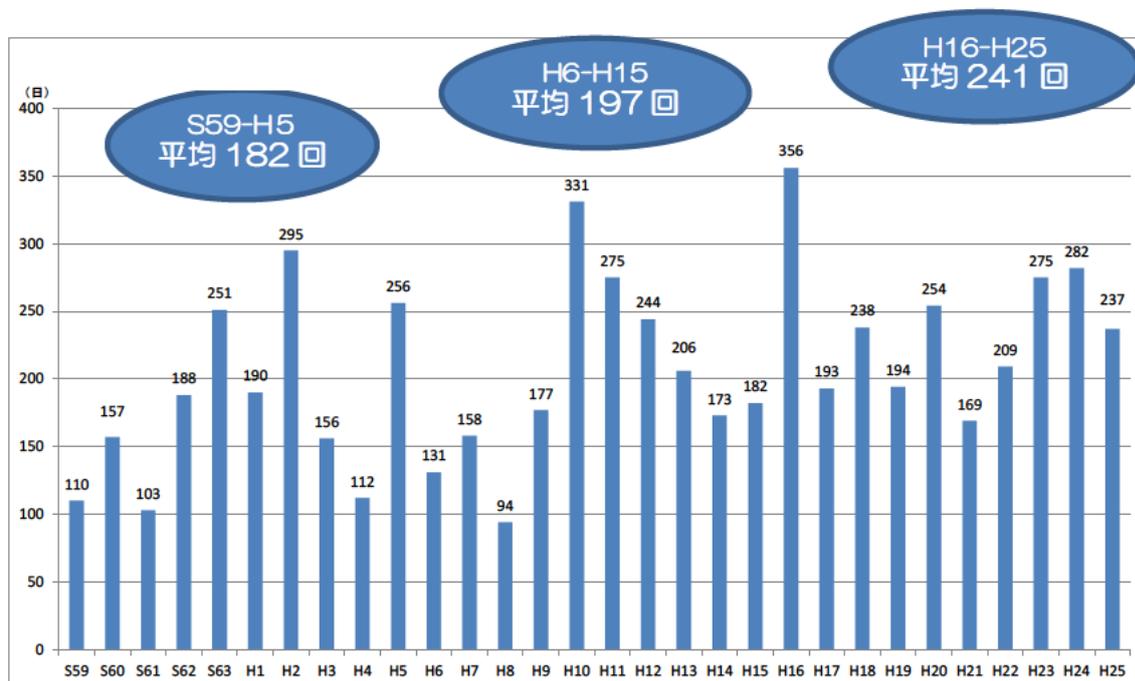
(気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成)

2 大雨の発生傾向

大雨の過去30年間の傾向として、全国のアメダス地点(約1,000地点)における、1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)、同80ミリ以上(猛烈な雨)の年間観測回数は増加傾向にあり、最近10年間(平成16年～25年)は、30年前の10年間(昭和59年～平成5年)と比較して、「非常に激しい雨」の観測回数が約1.3倍となるとともに、「猛烈な雨」の観測回数については約1.5倍の増加となっている。

こうした傾向は、三重県においても見ることができ、県内20地点における最近10年間の「非常に激しい雨」の観測回数は、30年前の10年間と比較して約1.2倍であるとともに、「猛烈な雨」の観測回数にいたっては、約3.5倍もの増加となっている。

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,000 地点）】
 （上）1 時間降水量 50 ミリ以上 （下）1 時間降水量 80 ミリ以上

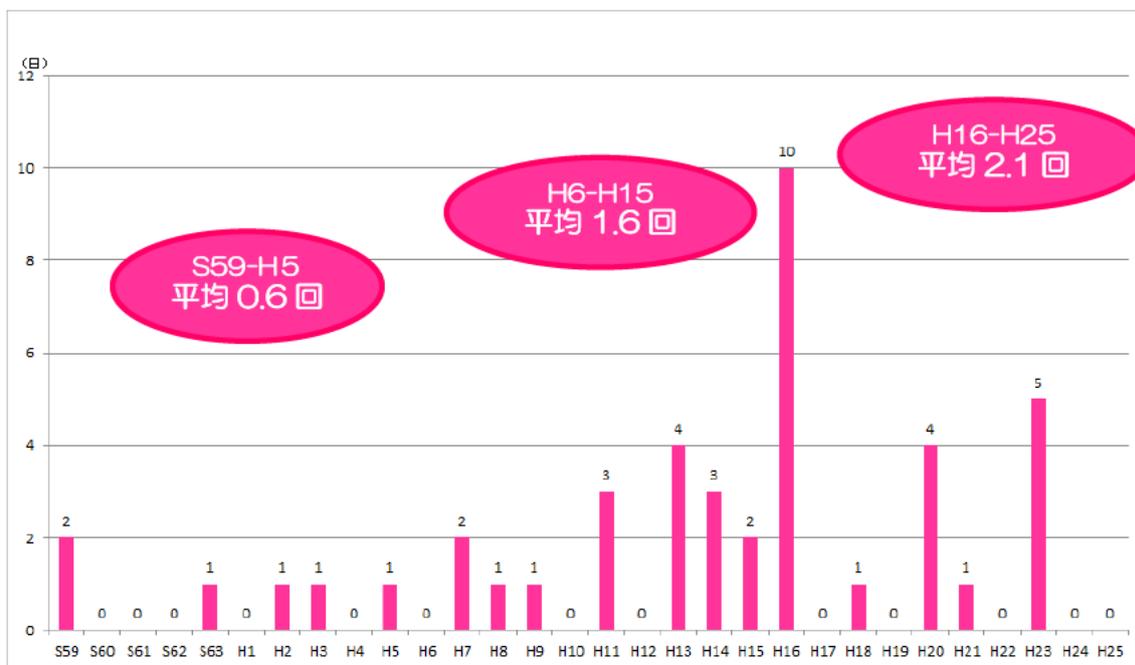
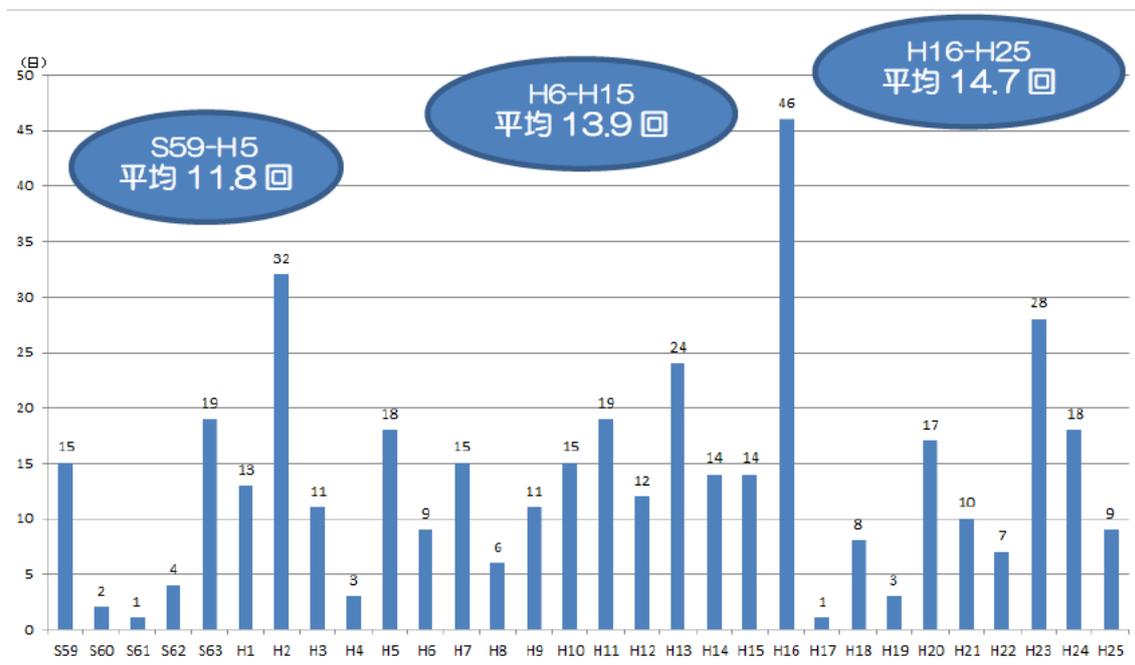


（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】

（上）1 時間降水量 50 ミリ以上 （下）1 時間降水量 80 ミリ以上

〔 20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜 〕



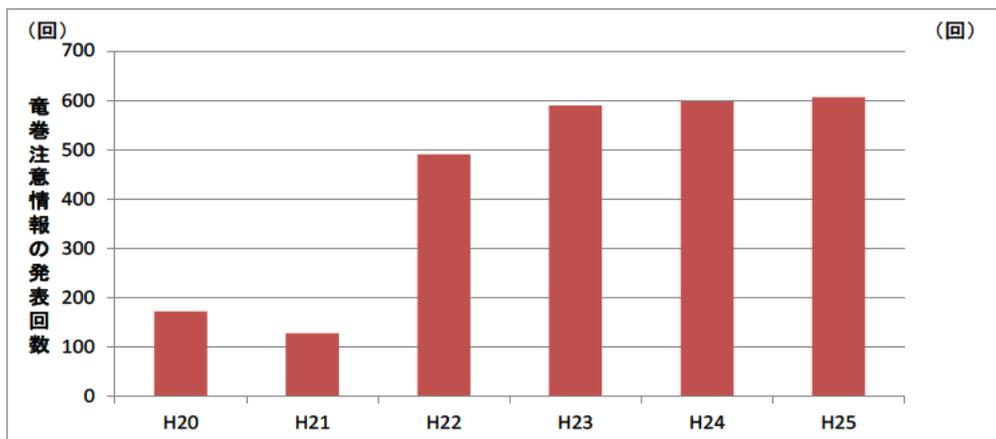
（三重県のアメダス実況（降水量）ホームページを基に作成）

3 竜巻の発生状況

近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表しているが、発表回数は年間約600回に上り、実際に発生が確認された竜巻は、年平均で約25件（平成19年～平成25年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成20年度の発表開始以降、これまでに14件（平成26年10月8日まで、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～25年）】

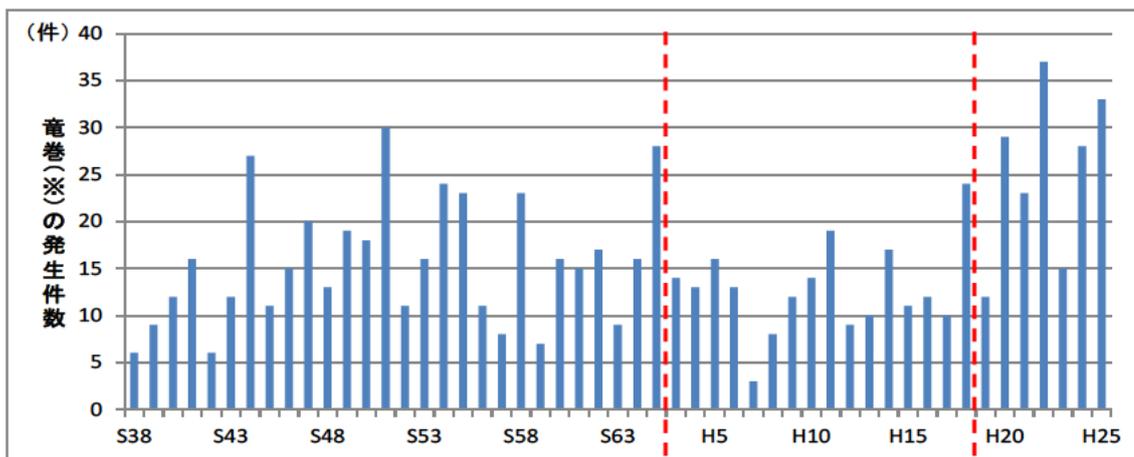


※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。

※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

(気象庁ホームページ「竜巻注意情報の発表状況」を基に作成)

【図表 全国の竜巻の年別発生確認数】



※集計対象は、「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は、被害をもたらさないことがほとんどであるため除外。

※縦軸の点線について、平成2年以前は「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」を確認できる資料が少ない等の理由により、平成3年以降の確認数と単純に比較することはできない。また、平成19年から突風の調査を強化したため、見かけ上竜巻が増えている可能性があり、同年前後の確認数を単純に比較することはできない。

(気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成)

4 大雪の発生状況

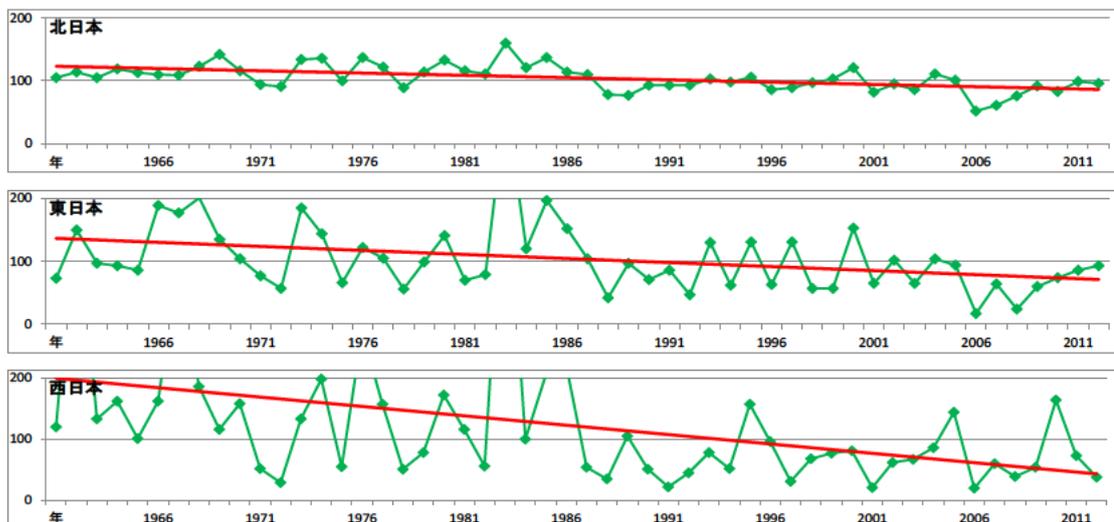
降雪の状況については、各年の降雪量が前年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から平成25年までの間、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降り、一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録された。

また、三重県においても記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となり、津地方気象台からは、中部から南部にかけて大雪警報が発表された。

県中部での警報発表は平成7年以来、19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてのことであった。

【図表 降雪量の前年比の推移】



※単位：％。100より上側が前年比増、下側が前年比減。
(気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成)

第2項 三重県における災害の傾向

1 洪水被害の傾向

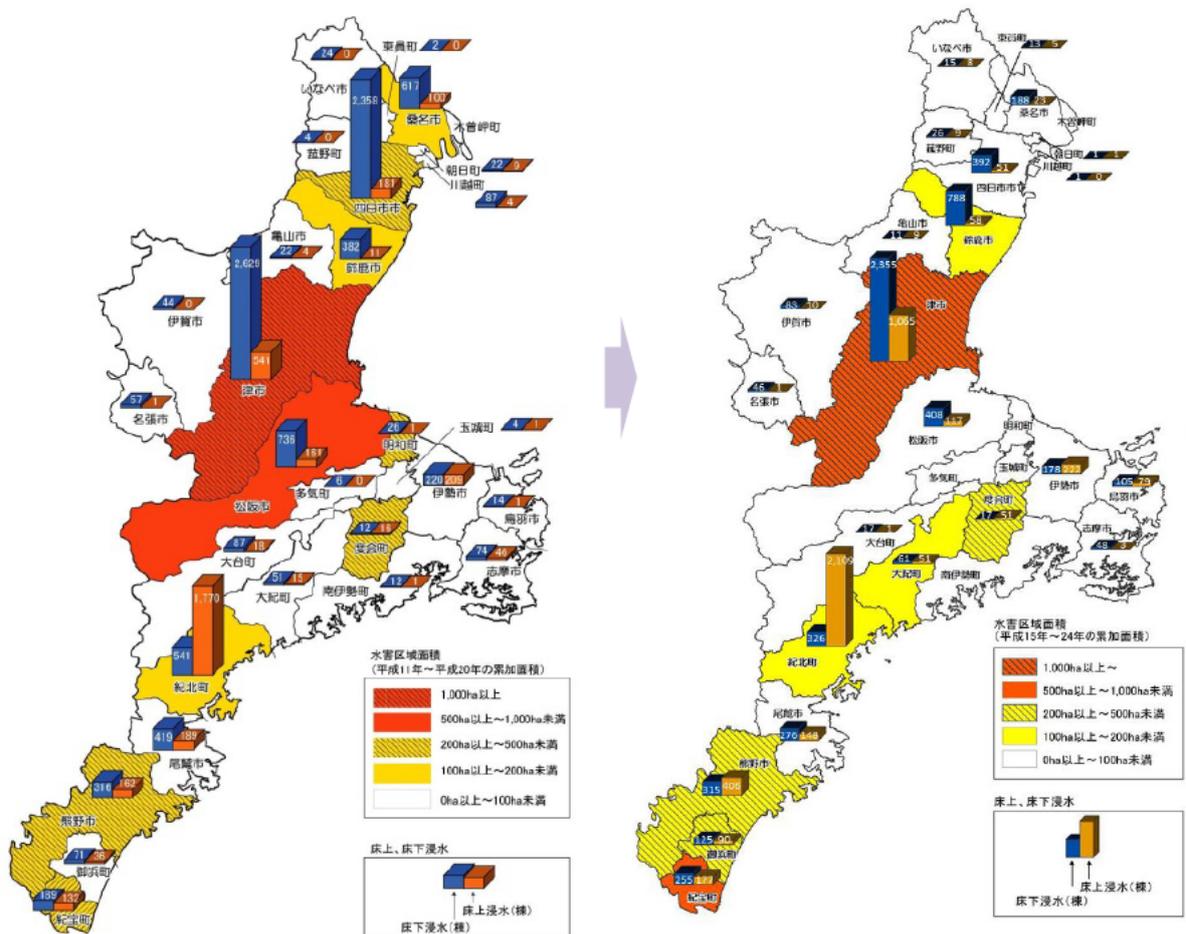
以下の「図表 県内の洪水被害の状況」は、左の図が平成11年から平成20年までの10年間の被害状況、右の図が平成15年から平成24年までの10年間の被害状況を表したものとなっている。

洪水による浸水面積と浸水家屋数はやや低減傾向となっているが、左の図では、東海豪雨をもたらした平成12年台風第14号により、県北部を中心に大きな浸水被害があったことが顕著に表れており、右の図では、平成23年の紀伊半島大水害による浸水被害が、県南部とりわけ紀南地域において顕著であったことがわかる。

【図表 県内の洪水被害の状況】

(平成11年～20年の被害状況)

(平成15年～24年の被害状況)



(国土交通省「水害統計」等を基に作成)

一方、深刻な家屋被害状況として、全壊（流出を含む）もしくは半壊に至った家屋数をみると、平成15年～24年の被害のほうはかなり大きくなっており、紀伊半島大水害による被害が甚大であったことがわかる。

【図表 全壊及び半壊棟数】

	全壊棟数	半壊棟数	計
平成11年～20年（10年間）	29棟	72棟	101棟
平成15年～24年（10年間）	108棟	1,143棟	1,251棟

※上記の棟数には、洪水のほか土砂災害等による被災も含まれる。
（三重県「消防防災年報」を基に作成）

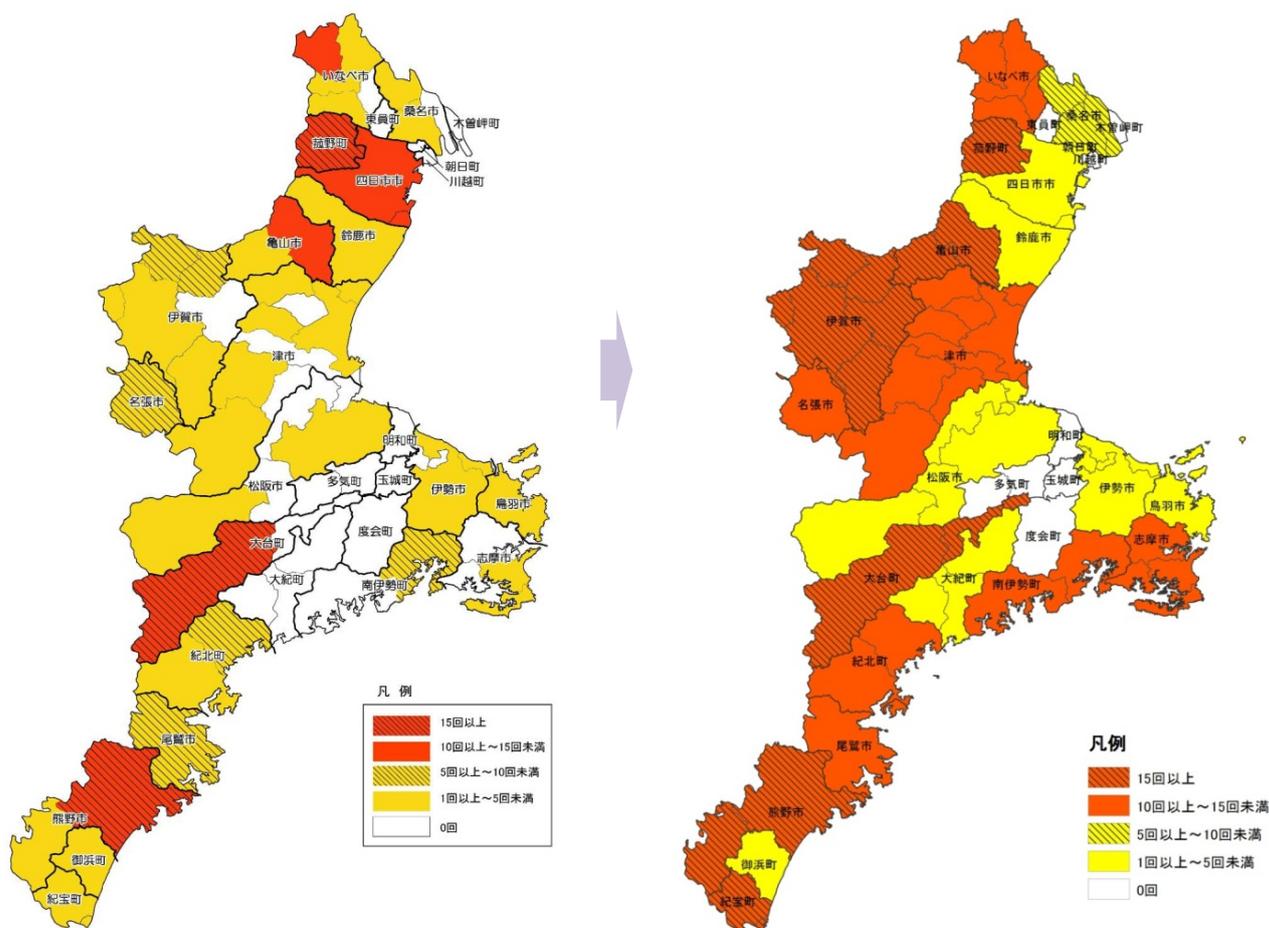
2 土砂災害被害の傾向

三重県における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生状況については、下図のうち、左の図が平成11年から平成20年までの10年間の発生状況、右の図が平成16年から平成25年までの10年間の発生状況を表したものとなっており、この5年の間に、発生回数は増加傾向を示している。

【図表 県内の土砂災害の発生状況】

（平成11年～20年の発生状況）

（平成16年～25年の発生状況）



※図中の細い実線は、旧69市町村（平成15年11月までの）の旧行政界を表す。
（三重県防災砂防課資料「市町別（年別）災害発生件数」を基に作成）

3 高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっている。

しかし、海外に目を転じてみると、平成25年11月に、その年の台風としては最も強い台風第30号がフィリピン中部を襲い、暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な人的被害を発生させるなど、改めて高潮災害の発生が懸念されている。

【図表 全国の主な高潮災害】

発生日	主な原因	主な被害区域	最高潮位 (T.P.m)	死者・行方不明者(人)	全壊・半壊 (戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11

※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。

※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応)」を基に作成)

第2部 災害予防・減災対策

(中表紙裏面)

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(予1)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄など、県民が風水害等からわが身を守るための備えが十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ ほとんどの県民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、防災の日常化の定着に向けた取組が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 風水害に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援
市町	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施
	住民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
県民を顧客として事業を展開している防災関係機関	県民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策

(1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部)

県民が本県で想定される風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が重視する風水害対策に関する情報等を発信する。

- ① 台風・大雨時の防災対策
- ② 局地的大雨時の防災対策
- ③ 竜巻発生時の防災対策
- ④ 雪害時の防災対策

(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部)

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、災害時要援護者に配慮した多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- ① 気象情報全般に関する知識等の普及・啓発
- ② 特別警報に関する知識等の普及・啓発
- ③ 各地域に伝承されている災害教訓等を含めた、各地域で想定される風水害想定に関する知識等の普及・啓発
- ④ 避難勧告や避難指示等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ⑤ 早期避難に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 生活必需品の備蓄など発災後を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 救助活動への協力、災害時要援護者への支援など、災害発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ 外国人住民の防災対策における自助・共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑩ 発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑪ その他、風水害に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。

- ① 被害想定等風水害対策の啓発にかかるコンテンツの提供
- ② 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
- ③ 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下、「防災・減災センター」という。）への相談窓口の設置
- ③ 「避難所運営マニュアル策定指針」の提供
- ④ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

■市町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

2 住民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生し得る風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルなどの配布
- ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 地域・住民の防災対策の促進
- (2) 地域・住民に求める自助・共助による防災対策活動
- (3) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

県民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、県民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

2 家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

3 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合であっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【参 考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所 : 災害等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所: 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や高潮等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所 : 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物(避難所が避難場所を兼ねている場合もある)
- 指定避難所 : 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 福祉避難所 : 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは市民又は町民、地域とは市町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

【主担当課】

- ・防災企画・地域支援課、広聴広報課、多文化共生課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 防災人材の育成・活用 (予防2)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	市町(自主防災組織)	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 関係団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
市町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)

(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災

コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災人材バンク」の枠組みにより育成した防災人材の市町の防災関係事業や地域の防災活動における活発な活用を促進する。

※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

みえ地震対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やNPO等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

(3) 市町職員に対する研修

市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。

3 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■市町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等

と連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防災人材の育成及び活用

(2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

県民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・防災企画・地域支援課、地域福祉課、男女
共同参画・NPO課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。さらに、これら組織に対し、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進
	市町(消防団)	(1) 消防団の育成及び活性化の促進
	県民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進
市町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進

市町との連携のもと、みえ防災・減災センターの活用を図りながら、自主防災組織の育成及び活性化

の促進を図る。

- ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施
- ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援
- ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援
- ④ 避難所運営マニュアル策定指針や災害時要援護者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供
- ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握
- ⑥ 結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるための支援

(2) 自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進する。

<参考>

自主防災組織活動カバー率： 93.2% (2014年4月現在)

2 市町(消防団)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員入団促進キャンペーン月間(2月)に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。

また、みえ防災・減災センターの活用を図りながら、地域の自主防災組織との連携強化を推進するための人材の育成を図る。

3 県民を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

- ① 「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介
- ② 県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有
- ③ 防災啓発番組における自主防災活動の紹介

■市町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組みよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化
- (2) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)
- (3) 自主防災組織の結成促進
- (4) 消防団の育成及び活性化の促進
- (5) その他必要な事項

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

さらに、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、地域の消防団との交流を図る。

■県民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画、または、これら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・ 消防・保安課、防災企画・地域支援課

【監修部隊】

・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 ボランティア活動の促進 (予防4)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない</p>		<p>【この計画がめざす状態】 ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p>
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
「みえ災害ボランティア支援センター」	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

一) 関係団体等	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)
 - (1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。
 - (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。
 - (3) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

- 2 NPO・ボランティア等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)
 - (1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。
 - (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進

平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

- 3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)
 - (1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実地的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。
 - (2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築

みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。

- 4 県民・企業を対象とした対策(環境生活部)
 - (1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) ボランティアの活動環境の整備
- (2) ボランティア関係団体の協力体制の構築
- (3) ボランティア人材の確保・育成
- (4) その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 県民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】

・防災企画・地域支援課、地域福祉課、男女
共同参画・NPO課

【監修部隊】

・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進 (予防)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。



【この計画がめざす状態】
 ・企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化

	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施
--	------	------------------

第3項 対策

■県が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進(防災対策部、雇用経済部)

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検を促進する。

- ① 企業・事業所によるBCPの策定を推進するための情報提供と条件整備の推進
- ② 洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP策定の促進
- ③ サービス業など多様な業種のBCPの策定支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進(防災対策部)

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

- ① 地域の防災訓練への参加促進と協力
- ② 救援物資の調達に関する協定の締結など、企業・事業所による地域における防災対策に関する社会貢献活動の実施及びその事例のPR

(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進(防災対策部)

普及・啓発活動を通じた企業・事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

- ① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
- ② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

2 市町(自主防災組織、自治会等)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

- ① 優良事例の紹介等

■市町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検を促進する。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 企業・事業所における防災対策の促進
- (2) 企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

1 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCPの策定・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やBCP作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

【主担当課】

・ 防災企画・地域支援課、雇用経済総務課

【監修部隊】

・ 生活・経済再建支援部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 (附6)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・ 学校における校舎周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの取組、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。
 また、幼稚園や保育園における防災対策についても同様の状況にある。



【この計画がめざす状態】
 ・ すべての学校や園などにおいて風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の休校判断基準が整備され、非常時の児童生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県立学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の安全点検 (3) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	私立学校、民間の園等	(1) 私立学校・民間の園等の防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設の防災対策の推進
市町	公立小中学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の安全点検 (3) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	公立幼稚園	(1) 公立幼稚園の防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設等の防災対策の推進
私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	幼稚園、児童福祉施設等の管理者	(1) 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1 県立学校の体制や児童生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会)

(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、洪水ハザードマップや土砂災害危険区域図等を確認し、台風や大雨時に学校施設や通学路等で起こりうる災害について把握するとともに、これに対応した防災計画の策定や防災訓練の実施に努める。

(2) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(3) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について、随時必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発令や交通機関の運休等が見込まれる場合等について、休校基準となる警報発令前であっても事前に臨時休校とするための判断基準の策定を検討する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノートの活用等による防災教育を継続して行う。

(5) 教職員(公立小中学校教職員を含む)の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 県立学校所在地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(環境生活部、健康福祉部)

(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の推進

県立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

(2) 児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校・園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

■市町(公立小中学校等)が実施する対策

1 公立小中学校の防災対策の推進

「<県(県立学校)が実施する対策> 1 県立学校の体制や児童生徒等、教職員を対象とした対策及び 2 県立学校所在地域及び住民を対象とした対策」に準じる。

2 公立幼稚園の防災対策の推進

「<県(県立学校)が実施する対策> 3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策」の「民間の園」に準じる

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公立小中学校・園の防災対策の推進
- (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
- (3) その他必要な事項

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【担当課】

・子育て支援課、私学課、教育総務課、学校施設課

【監修部隊】

・被災者支援部隊(教育対策隊)

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、災害時要援護者のための避難対策、災害時要援護者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域の避難対策や避難所運営において、女性や障がい者など、避難者の多様性に配慮した対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、災害時要援護者対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難勧告等の基準の策定・見直し (3) 避難誘導対策 (4) 情報伝達体制の整備 (5) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (6) 避難所運営及び避難者支援対策 (7) 災害時要援護者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策
市町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難勧告等の基準の策定・見直し (4) 避難誘導対策 (5) 情報収集体制の整備 (6) 避難所運営対策 (7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (8) 災害時要援護者対策 (9) 観光客、帰宅困難者等対策 (10) ペット対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進

災害時要援護者関連施設	入所者等災害時要援護者	(1) 入所者等災害時要援護者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 避難勧告発令時等における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) ペットの同行避難対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策及び市町を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。

(2) 避難勧告等の基準の策定・見直し（県土整備部、健康福祉部、防災対策部）

市町における適切な避難勧告・指示等の発令体制を整備するため、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定・見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、市町が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年4月。以下「ガイドライン」という。）を参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等の設定や見直しを行うにあたり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行う。

(3) 避難誘導対策（防災対策部）

市町の避難勧告等に関する意思決定に際し、基本法に基づく県からの助言の実施や、気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

不特定多数の県民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備（防災対策部）

避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

また、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報などの防災気象情報について、市町の的確な避難勧告等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、できるだけ分かりやすく市町に情報提供するとともに、市町担当者の理解の向上を図る。

(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（防災対策部）

簡易トイレ、毛布、発電機等の避難者支援に必要な資機材、物資について、防災拠点施設等における確保を推進する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、健康福祉部、環境生活部）

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町

の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画の視点や災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の構築を促す。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

(7) 災害時要援護者対策（防災対策部、健康福祉部）

災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び、個別避難支援計画の策定や、災害時要援護者が参画する防災訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の確保を促進するとともに、介護保険関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。

また、災害時要援護者の避難行動や避難生活等を支援するためのツール等を開発、周知し活用を促す。

(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

(9) ペット対策（健康福祉部）

県は、市町、(公社)三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。

■市町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(3) 避難勧告等の基準の策定・見直し

避難勧告等に係る発令の具体的な判断基準等を未だに定めていない市町にあつては、ガイドラインを参考にして、可能な限り定量的かつわかりやすい避難勧告等に係る発令の判断基準を速やかに設定する。ま

た、既に発令の判断基準を定めている市町にあっては、ガイドラインなどを踏まえた再点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 避難誘導対策

避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

(5) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、市町長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、都道府県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策

県の実施する避難所運営及び避難者支援対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(8) 災害時要援護者対策

県の実施する災害時要援護者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた災害時要援護者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

(9) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(10) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
- (2) 指定避難所、避難路の整備・周知
- (3) 避難指示基準の策定等
- (4) 避難誘導対策
- (5) 避難所運営対策
- (6) 避難者支援のための資機材、物資の確保
- (7) 災害時要援護者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準）
- (8) 観光客、帰宅困難者等対策

- (9) ペット対策
- (10) その他必要な事項

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 災害時要援護者関連施設の対策

(1) 入所者等災害時要援護者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する災害時要援護者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

2 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

3 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

1 避難勧告発令時等における避難行動の検討

居住する地域に避難準備情報や避難勧告、避難指示が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、災害時要援護者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

【主担当課】

- ・防災企画・地域支援課、食品安全課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、男女共同参画・NPO課、観光政策課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 (予防8)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じるおそれがあり、また、市町における避難勧告等発令基準の設定や国・県の避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川や海岸保全施設が適切に整備され水害・高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市町と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難勧告等を適切に発令できている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備 (6) 湛水防除対策 (7) 老朽ため池対策
市町	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 水防体制の整備 (7) 湛水防除対策 (8) 老朽ため池対策
その他の防災関係機関	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 河川の整備(県土整備部)

(1) 計画的な河川整備の推進

県内の河川では、毎年のように台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重

要度、緊急度、効率性を考慮し、三重県河川整備戦略等に基づき県管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

(2) 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、降雨や河川水位の状況を把握するための雨量計や水位計の設置や主要な河川の浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。

2 海岸保全施設の整備(農林水産部、県土整備部)

三重県の海岸保全施設については、昭和28年の13号台風や昭和34年の伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築後約50年が経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の不足などにより、海岸侵食が進み、消波機能の低下が進んでいる。

このため、高潮・高波による被害を軽減することを目的に、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図る。

3 施設の維持管理(農林水産部、県土整備部)

(1) 巡視・点検の実施

各施設管理者が定める三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱や維持管理業務実施マニュアル等に基づく巡視・点検を行い、県管理公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2) 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

4 避難判断情報等の提供体制(県土整備部)

(1) 危険水位等設定要領に基づく設定

県管理河川について、国で策定する「危険水位の設定要領」、「特別警戒水位の設定要領」及び「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、適切な設定及び周知を行う。

(2) 市町への技術的助言を行うための連絡体制の設定

市町から、基本法第61条の2の規定に基づく避難勧告又は指示に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市町との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努める。

5 水防体制の整備(県土整備部)

「三重県水防計画」に基づき、必要な水防体制を確立する。

6 湛水防除対策(農林水産部)

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。

県内の湛水防除事業実施地区の5地区に対する、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画施行する。

また、断面が狭小不均整、屈曲が著しい等の不都合がある低位部農用地の排水路の改良事業を推進する。

7 老朽ため池対策(農林水産部)

本県には、かんがい用のため池がおおよそ3200箇所存在し、農業用水施設として重要な役割を果たして

いる。これらのため池の多くは200～300年も前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあり、決壊の危険性をもっているため、災害予防上緊急度の高いものから改修（補強）事業を実施する。

なお、ため池改修事業は、その規模に応じて県と市町事業に分けて実施する。

■市町が実施する対策

1 河川の整備

「＜県が実施する対策＞1 河川の整備」に準じる。

2 海岸保全施設の整備

「＜県が実施する対策＞2 海岸保全施設の整備」に準じる。

3 施設の維持管理

「＜県が実施する対策＞3 施設の維持管理」に準じる

4 避難判断情報の収集

国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市町が避難勧告等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 避難判断基準の設定

国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難勧告等を発令するための基準の設定に努める。

6 水防体制の整備

「＜県が実施する対策＞5 水防体制の整備」に準じる

7 湛水防除対策

「＜県が実施する対策＞6 湛水防除対策」に準じる

8 老朽ため池対策

「＜県が実施する対策＞7 老朽ため池対策」に準じる

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 河川の整備
- (2) 海岸保全施設の整備
- (3) 施設の維持管理
- (4) 避難勧告等を判断する情報の収集
- (5) 避難判断基準の設定
- (6) 水防体制の整備
- (7) 湛水防除対策
- (8) 老朽ため池対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

<中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策>

1 河川の整備

「<県が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 海岸保全施設の整備

「<県が実施する対策> 2 海岸保全施設の整備」に準じる。

3 施設の維持管理

「<県が実施する対策> 3 施設の維持管理」に準じる。

4 避難判断情報等の提供体制

「<県が実施する対策> 4 避難判断情報等の提供体制」に準じる。

5 水防体制の整備

「<県が実施する対策> 5 水防体制の整備」に準じる

■参 考

1 洪水調節ダムの現況

(1) 宮川ダム

宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、不特定利水、及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒3,100 m³の内、毎秒1,600 m³を調節し、下流岩出附近における計画高水流量、毎秒8,400 m³を7,600 m³に逡減を図るものである。

昭和32年5月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	多気郡大台町大字久豆
水系	……………	宮川水系宮川
ダムの型式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	231m
堤高	……………	88.5m
堤体積	……………	389,000 m ³
総貯水容量	……………	70,500,000 m ³
有効貯水容量	……………	56,500,000 m ³
洪水調節容量	……………	24,500,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を19局設置している。

(2) 君ヶ野ダム

君ヶ野ダムは、下流の雲出川改修計画と相まって津市美杉町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道及び工業用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100 m³の内、毎秒650 m³を調節し、下流大正橋附近での計画高水流量、毎秒5,000 m³を毎秒4,500 m³に逡減を図るものである。

昭和47年3月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	津市美杉町八手俣
河川名	……………	雲出川水系八手俣川

ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	323m
堤高	……………	73m
堤体積	……………	331,000 m ³
総貯水容量	……………	23,300,000 m ³
有効貯水容量	……………	19,700,000 m ³
洪水調節容量	……………	15,800,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン吹鳴装置12局を下流に設置している。

(3) 滝川ダム

滝川ダムは、滝川生活貯水池建設事業として、伊賀市高山地内に建設された洪水調節、不特定利水及び水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒20 m³の内、毎秒12 m³を調節する。
平成12年7月に完成し、比自岐川流域や木津川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	伊賀市高山
河川	……………	淀川水系木津川支川比自岐川支川滝川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	120m
堤高	……………	29.8m
堤体積	……………	30,000 m ³
総貯水容量	……………	282,000 m ³
有効貯水容量	……………	230,000 m ³
洪水調節容量	……………	110,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を1局設置している。

(4) 青蓮寺ダム

青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100 m³の内毎秒650 m³を調節する。
昭和45年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	名張市青蓮寺及び中知山
河川	……………	淀川水系名張川支川青蓮寺川
ダムの形式	……………	アーチ式コンクリートダム
堤頂長	……………	275m
堤高	……………	82m
堤体積	……………	175,000 m ³
総貯水容量	……………	27,200,000 m ³
有効貯水容量	……………	23,800,000 m ³
洪水調節容量	……………	8,400,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置25局を設置している。

(5) 室生ダム

室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生大野地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100 m³の内、毎秒800 m³を調節する。

昭和49年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。

ダムの位置	…………	奈良県宇陀市室生大野
河川	…………	淀川水系名張川支川宇陀川
ダムの形式	…………	重力式コンクリートダム
堤頂長	…………	175m
堤高	…………	63.5m
堤体積	…………	153,000 m ³
総貯水容量	…………	16,900,000 m ³
有効貯水容量	…………	14,300,000 m ³
洪水調節容量	…………	7,750,000 m ³
警報装置	…………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置15局を設置（瀬古口まで）している。

(6) 比奈知ダム

比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量1,300 m³の内、毎秒1,000 m³を調節する。

平成11年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	…………	名張市上比奈知
河川	…………	淀川水系木津川支川名張川
ダムの形式	…………	重力式コンクリートダム
堤頂長	…………	355m
堤高	…………	70.5m
堤体積	…………	430,000 m ³
総貯水容量	…………	20,800,000 m ³
有効貯水容量	…………	18,400,000 m ³
洪水調節容量	…………	9,000,000 m ³
警報装置	…………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置11局を設置（青蓮寺川の合流点まで）している。

(7) 蓮ダム

蓮ダムは、榊田川水系蓮川の三重県松阪市飯高町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムであり、平成3年より管理を行っている。

洪水調節計画は、蓮ダム地点の計画高水流量1,700 m³/sのうち、700 m³/sの洪水調節を行う計画である。平成6年9月の洪水により、中流部において多くの家屋の浸水被害が発生したことから、平成12年に操作規則を変更し、暫定計画として350 m³/s一定量放流方式としている。榊田川の治水基準点（両郡橋）においては、目標流量4,100 m³/sを3,500 m³/sに低減させる計画である。

ダムの位置	…………	松阪市飯高町大字森
水系	…………	榊田川水系蓮川

第2部 災害予防・減災対策
第3章 風水害に強い県土づくりの推進

ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	280m
堤高	……………	78m
堤体積	……………	484,000 m ³
総貯水容量	……………	32,600,000 m ³
有効貯水容量	……………	29,400,000 m ³
洪水調節容量	……………	17,000,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 25 局を設置している。

【主担当課】

- ・施設災害対策課、港湾・海岸課、河川課、流域管理課、農業基盤整備課、水産基盤整備課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 地盤災害防止対策の推進 (予防)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。



【この計画がめざす状態】
・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難勧告や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
県	(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 地盤沈下対策 (5) 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策 (6) 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備
市町	(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害関連情報の収集 (3) 避難判断基準の設定 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■県が実施する対策

1 土砂災害の防止

(1) 砂防事業 (県土整備部)

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防設備を効果的・効率的に整備する。

(2) 地すべり対策事業 (農林水産部、県土整備部)

地すべりは、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を行ったうえで効果的な対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業 (県土整備部)

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を順次整備する。

(4) 総合的な土砂災害対策 (県土整備部)

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハードに加え、市町の警戒避難体制を支援するシステムの整備や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。

2 宅地災害の防止（県土整備部）

(1) 計画・方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 事業計画

① 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ、市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行うとともに、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

② がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努める。

3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行う。

(2) 被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるための体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4 地盤沈下対策（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、地盤災害予防対策に資する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとす各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

5 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策（健康福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの災害時要援護者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。

6 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備（県土整備部）

(1) 基本法第61条の2に基づく技術的助言を行うための体制整備

市町から、基本法第61条の2の規定に基づく避難勧告又は指示に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市町との間に発災時における連絡体制を事前に定める。

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・情報提供体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制を整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体である国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

■市町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難勧告及び指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難勧告等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
- ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるときの発災時における連絡体制の整備に努める。

3 避難判断基準の設定

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難勧告等を発令するための基準の設定に努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

5 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域
- (2) 土砂災害防止対策
- (3) 宅地災害の防止対策
- (4) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制
- (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導體制
- (6) 被災宅地危険度判定体制の整備
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、防災砂防課、流域管理課、建築開発課、住宅課

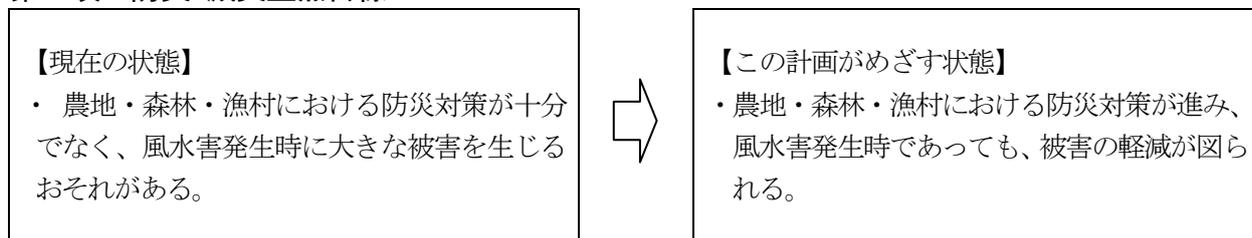
【監修部隊】

- ・社会基盤整備部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進 (予防10)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策
市町	住民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農地の防災対策 (農林水産部)

(1) 海岸保全施設の整備

海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の新設、改修を行う。

(2) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3) 農業水利施設の保全対策

県営土地改良事業で造成された農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4) 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止する排水機場の整備により、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

(5) 防災ダム・防災ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム (余水吐その他の附帯施設を含む) の新設又は改修や、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を行い、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

2 森林の防災対策（農林水産部）

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、県民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 漁村の防災対策（農林水産部）

(1) 漁港海岸保全整備事業

漁港背後集落を高潮等の災害から守るため、海岸堤防の整備を図る。

4 災害時の農作物等被害軽減対策（農林水産部）

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図る。

さらに、県内での対応が不可能な場合に、近県米麦協会に協力要請できるシステムを構築する。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

(4) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、市町農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

■市町が実施する対策

1 農地の防災対策

「〈県が実施する対策〉 1 農地の防災対策」に準ずる。

2 森林の防災対策

「〈県が実施する対策〉 2 森林の防災対策」に準ずる。

3 漁村の防災対策

「〈県が実施する対策〉 3 漁村の防災対策」に準ずる。

4 災害時の農作物等被害軽減対策

「<県が実施する対策> 4 災害時の農作物等被害軽減対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 農地の保全対策
- (2) 家畜伝染病の発生予防等の対策
- (3) 漁港海岸保全施設の対策
- (4) その他必要な事項

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備 (予防11)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
--	--	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
市町		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担 う防災関係機 関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 緊急輸送ネットワークの確保 (防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部)

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設 (道路、港湾、漁港等)、防災上の拠点及び輸送拠点について、これらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に周知する。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の機能を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定 (防災対策部、県土整備部)

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定する。また、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。

① 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

② 防災上の拠点となる施設

ア 第1次

- a 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）
- b 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）
- c 地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎
- d 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

イ 第2次

- a 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）
- b 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- c 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点施設及びヘリポート）
- d 救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）
- e 医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院）

ウ 第3次

- a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）
- b 広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

(2) 緊急輸送道路機能の確保(県土整備部、警察本部)

道路管理者は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く県民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行う。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)

① 緊急通行車両（規制除外車両を含む）の事前届出

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。

② 輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行うための環境整備を推進する。

3 航空輸送対策(防災対策部)

(1) 飛行場外離着陸場の確保

道路等の寸断に備え、飛行場外離着陸場適地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

(2) 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

災害時の緊急輸送用ヘリコプターの燃料の供給体制や備蓄施設等の確保について検討する。

4 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部)

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等の体制整備を図る。

5 運送事業者等との連携体制の構築(防災対策部)

あらかじめ(一社)三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

「<県が実施する対策> 2 陸上輸送対策 (2) 緊急輸送道路機能の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

① 漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保体制整備を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

「<県が実施する対策> 5 運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送ネットワークの確保
- (2) 陸上輸送対策
- (3) 航空輸送対策
- (4) 海上輸送対策
- (5) 運送事業者等との連携体制の構築
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<（一社）三重県トラック協会の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定における県と協会との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- ② 協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】

- ・災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、
港湾・海岸課、流域管理課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災

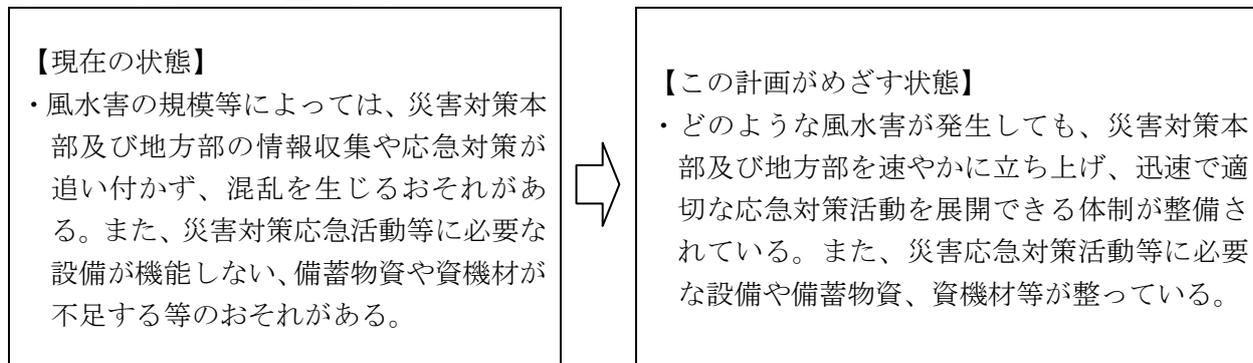
第2部 災害予防・減災対策
第4章 緊急輸送の確保

害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保 (予防12)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 災害対策要員の確保対策</p>
		<p>【地方部に関する対策】</p> <p>(1) 地方部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p>
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <p>(1) 災害警備機能の整備・充実</p>
		<p>【職員に関する対策】</p> <p>(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(2) 職員の防災対策の推進</p>
	防災関係機関	(1) 救助対策にかかる協力体制の構築
	消防関係機関	(1) 消防防災力の充実強化
市町		<p>(1) 災害対策本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(4) 職員の防災対策の推進</p>
	消防関係機関	<p>(1) 消防力の強化</p> <p>(2) 救助・救急機能の強化</p>

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県災対本部機能等の整備・充実

① 県災対本部機能の強化（防災対策部）

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、新たな災対本部体制をマニュアルの作成や訓練の実施を通して検証し、体制の確立を図る。

② 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な風水害時には、県災対本部職員の食料や飲料水、簡易トイレや毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。

③ 災害対策活動用物資・機材の備蓄（各部）

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・機材の備蓄を推進する。

④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）

大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。

⑤ 広域防災拠点の機能強化と整備（防災対策部）

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の4地域5箇所に整備した広域防災拠点施設について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

また、北勢地域への広域防災拠点の整備を推進する。

⑥ 災害時の報道対応の充実（戦略企画部・防災対策部）

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

① 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図る。

(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

① 県職員OBの活用検討

退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。

② 他県等からの応援職員の活用

「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。

2 地方部に関する対策

(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

① 地方部機能の強化

災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。

② 地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。

③ 地方部庁舎施設及び設備の整備

災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

① 職員参集体制の整備

本部の対策に準じ、災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

県各地方庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図る。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 災害警備機能の整備・充実

① 警備体制の整備

- a 職員の招集・参集体制の整備
- b 警察災害派遣隊の整備
- c 災害装備資機材の整備充実
- d 警察施設等の災害対策
- e 教養訓練の実施
- f 災害警備用物資の備蓄等
- g 業務継続性の確保

② 情報収集・連絡体制の整備

③ 情報通信の確保

④ 交通の確保に関する体制及び施設の整備

4 職員に関する対策

(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災危機管理ハンドブックを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

① 職員等が果たすべき役割

② 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

③ 職員が各家庭において実施すべき防災対策

④ 気象情報に関する知識

⑤ 風水害に関する知識

(2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第1章 第1節 県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加わるよう、平常時の備えを徹底する。

5 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部、警察本部）

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

6 消防関係機関等を対象とした対策

(1) 消防防災力の充実強化（防災対策部）

県消防学校において、消防職員、消防団員、消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、各種事故や災害時に消防防災関係者等が相互に連携しつつ、迅速かつ的確に消防防災活動が行えるようその資質の向上を図り、県内消防防災力の充実強化を図る。

① 消防職団員・その他消防防災関係者等を対象とした教育訓練の実施

ア 消防職員教育として、初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を実施する。

イ 消防団員教育として、団員及び幹部教育の他、指導員及び機関員教育を実施する。

ウ 企業の自衛消防隊員等を対象に消防防災教育を実施する。

② 消防業務の高度化への対応

災害の多様化等に伴う消防業務の高度化に対応するため、より専門的・実戦的な教育訓練(カリキュラム)を実施する。

■市町が実施する対策

<市町(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保、浸水対策などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市町災对本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (1)職員への防災教育・防災訓練の実施」に準じ、市町職員への防災教育・防災訓練の実施に努める。

4 職員の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員への防災対策の働きかけに努める。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など、減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害対策本部機能等の整備
- (2) 職員参集体制の整備
- (3) 職員への防災教育・防災対策の推進
- (4) 消防力の強化
- (5) 救助・救急機能の強化
- (6) その他必要な事項

【担当課】

・消防・保安課、防災企画・地域支援課、
災害対策課、広聴広報課、総務課、警
備第二課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

第2部 災害予防・減災対策
第5章 防災体制の整備・確保

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 (予防13)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・発災直後(特に夜間等)の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 いかなる状況において災害が発生しても県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。</p>
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 (3) 情報の分析・整理レベルの向上 (4) 非常用電源の確保対策 (5) 訓練の実施 (6) 施設・設備の維持管理
	市町	(1) 市町の通信手段等の整備促進
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
市町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県(災対本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実(防災対策部、戦略企画部)

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に災害時要援護者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとと

もに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

イ 「防災みえ. j p」及び「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達

防災対策部ホームページ「防災みえ. j p」及び「メール配信サービス」の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

ウ 通信手段途絶時等の体制整備

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

エ 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。

(2) 被害情報収集・伝達手段等の整備（防災対策部、警察本部）

県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。

ア 県防災通信ネットワークの整備

防災ヘリコプター通信用無線については、関係機関との調整を行いながら、デジタル化を含めた設備更新を行う。

イ 全国瞬時警報システムの構築

J-ALERTと市町防災行政無線を接続することで、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築し、伝達体制の整備を図る。

ウ ヘリコプターテレビシステムの整備推進

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの整備を推進する。

エ 移動通信の活用・整備推進

有線通信の途絶時の通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

オ 防災情報プラットフォームの整備

県災对本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、新しい防災情報プラットフォームを構築する。

カ 緊急速報メール等情報提供手段の提供

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

キ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、非常用発電機等の燃料やエンジンオイルの備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

(5) 訓練の実施（防災対策部）

定期的又は随時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、保守点検の徹底、計画性を持った更新等、適切に管理する。

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを進め、市町の整備を支援する。

また、東日本大震災を受けて実施した、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を継続する。

3 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に災害時要援護者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、災害時要援護者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、すでに導入している市町にあっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った設備更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

「<県が実施する対策> 3 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策 (1) 通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策(通信事業者、放送事業者)

<固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

【担当課】

- ・ 防災対策総務課、災害対策課、広聴広報課、警備第二課

【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保 (予防14)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。 	⇒	<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	災害時に医療を担う機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療機能の確保
市町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1) 医療体制の整備

ア 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の体制充実(健康福祉部)

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関(都道府県、医療機関、消防等)と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を行っており、二次・三次救急医療を担う病院だけでなく、救急告示医療機関を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。

イ 関係機関との連携体制の構築(防災対策部、健康福祉部)

- ① 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。
- ② 各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。

ウ 災害医療コーディネート機能の確保（健康福祉部）

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

エ 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（健康福祉部）

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連いなべ総合病院	桑名東医療センター 青木記念病院
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院 亀山市立医療センター
		三重大学医学部附属病院	三重中央医療センター
中勢伊賀		伊賀市立上野総合市民病院	
		名張市立病院	
南勢志摩		松阪市民病院	
		済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	市立伊勢総合病院
県立志摩病院			
東紀州		尾鷲総合病院	紀南病院
役割・必要機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・重症傷病者の受け入れ機能 ・DMAT等の受入機能 ・広域搬送への対応機能 ・DMATの派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 <p>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供

オ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（健康福祉部、防災対策部）

DMATは各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、各災害拠点病院、災害医療支援病院、(公社)三重県医師会、(一社)三重県病院協会、郡市医師会、(公社)三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、(独)国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。

なお、DMATと医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

- ① DMAT 1 隊の基本構成
 - 医師 1名
 - 看護師 2名
 - 業務調整員 1名
- ② 医療救護班 1 班の基本構成
 - 医師 1名
 - 看護師 2名
 - 事務職員等 1名

※災害の規模や種類に応じて、構成人数を増減する。

カ 患者搬送体制の整備（防災対策部、健康福祉部）

- ① 被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院等への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。
- ② 病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

キ ドクターヘリの活用体制の確保（健康福祉部）

ドクターヘリの災害時における活用体制について、検討を行う。

ク 透析患者の対応（健康福祉部）

- ① 透析患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。
- ② 透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

ア 医薬品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

イ 医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

- ① 県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の救護所等へ供給するとともに医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。
- ② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。
- ③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

【協力機関及び役割】

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
一般社団法人三重県薬剤師会	〃
一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会	〃
三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医療機器販売業協会	衛生材料の供給
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	医療用ガスの供給

ウ 援助物資の活用（健康福祉部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受け入れ及び供給体制を構築する。

(3) 医療機能の確保（健康福祉部）

二次救急医療機関等の施設の浸水対策等を計画的に進める。

■市町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について郡市医師会等と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 医療・救護体制の整備
- (2) 医療・救護機能の確保
- (3) その他必要な事項

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備」に

沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (3) 医療機能の確保」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2) 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■県民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を数日分確保し、持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】

・消防・保安課、災害対策課、地域医療推進課、薬務感染症対策課、健康づくり課

【監修部隊】

・保健医療部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 応援・受援体制の整備 (予防15)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。</p>
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <p>(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築</p> <p>(3) 防災関係機関の受援体制の整備</p> <p>(4) 応援協定団体の受援体制の整備</p>
		<p>【地方部に関する対策】</p> <p>(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築</p>
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <p>(1) 広域的な派遣体制の確保</p> <p>(2) 受援体制の整備</p>
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築
市町		<p>(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備</p> <p>(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築</p> <p>(3) 防災関係機関の受援体制の整備</p> <p>(4) 応援協定団体の受援体制の整備</p>
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (防災対策部)

三重県市町災害時応援協定に基づき、他市町への応援及び他市町からの応援を受け入れる受援対策を円滑に実施できるよう、必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (防災対策部)

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する

協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）

国等県外からの応援が円滑に受けられるよう、公園等や一定規模の公的施設等について、防災上の総合的な利用計画を策定していく中で、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築

各地域防災総合事務所等の所管区域市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討する。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 広域的な派遣体制の確保

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

(2) 受援体制の整備

受援のために必要となる体制の整備を図る。

4 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣府県の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

また、これら市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

「県が実施する対策 4 防災関係機関を対象とした対策 (1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
- (2) 防災関係機関の受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

【担当課】

・災害対策課、警備第二課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防16)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態にとどまっており、公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 ・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。</p>
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	施設利用者	(1) 上水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 発電所施設（県管理）を対象とした対策
市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立
-----------	--

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 上水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保するよう努める。

「三重県水道災害広域応援協定(H9. 10. 21 締結)」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書(H7. 12. 1 締結)」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(3) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や市町が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

また、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書の整備

災害時に被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図れるよう、事前に被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

3 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町や給水企業等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。

(2) 応急復旧のための体制整備

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、保有している資機材での対応が困難な場合に備え、広域応援体制を整備する。

(3) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や市町が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

4 発電所施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

災害時における電気の供給を確保するため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。

(1) 発電所施設の被災防止対策

発電所施設の改良等に際しては、被災防止を考慮した安全設計施工を行う。

(2) 発電所施設の定期的な巡視、点検に基づく維持管理

発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施する。

(3) 災害配備体制の確立と通信機能の確保

災害配備体制を確立し、保安通信回線の確保に努める。

■市町が実施する対策

1 上水道施設(市町管理)等を対象とした対策

「<県が実施する対策> 1 上水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

2 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「<県が実施する対策> 2 下水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設等を対象とした対策
- (2) 下水道施設を対象とした対策
- (3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等への応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、あらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内の緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<都市ガス事業者の対策>及び<LPガス事業者の対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 固定通信事業者の対策」に準じる。

<移動通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 移動通信事業者の対策」に準じる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、中核給油所や小口燃料 配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

県民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】

・防災企画・地域支援課、大気・水環境課、下水道課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課

【監修部隊】

・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 防災訓練の実施 (予防17)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。 また、地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 県・市町をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を日常的に行っており、地域の防災力が日に日に高まっている。</p>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 総合防災訓練の実施 (2) その他の防災訓練の実施 (3) 防災訓練時の交通規制の実施 (4) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証
	市町	(1) 市町が実施する防災訓練への支援
	水防協力団体、自主防災組織等	(1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援
市町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	水防協力団体、自主防災組織等	(1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
水防協力団体、自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 総合防災訓練の実施（防災対策部）

県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。

実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。

2 他の防災訓練の実施

地域の特性や防災環境の変化に配慮した効果的な訓練となるように、次の訓練を実施する。

(1) 水防訓練（県土整備部）

集中豪雨や台風に備え、水防管理団体等の協力を得て、水防活動の円滑な遂行を図るための水防訓練を実施するとともに、河川管理者は自らの業務に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための水防訓練に参加する。

(2) 突発的的事故災害を想定した防災訓練（防災対策部）

航空機事故、列車事故、鉄道事故、油流出事故、危険物爆発事故、石油コンビナート火災等の突発的的事故災害を想定し、各団体、機関と連携した実践的な防災訓練を実施する。

(3) 広域的な防災訓練の実施（防災対策部）

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施（防災対策部、各部局）

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し強化するため、総合図上訓練、機能別図上訓練を実施する。

(5) 情報伝達訓練の実施（県土整備部、防災対策部）

情報伝達経路の確認と防災関係機関相互の連携を深めるため、土砂災害をはじめ様々な風水害を想定した情報伝達訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練の実施（防災対策部）

職員の災害対応力向上による県災対本部体制等の強化を図るため、時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

(7) 災対本部設置訓練（防災対策部、総務部）

県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、災対本部設置訓練を実施する。

3 防災訓練時の交通規制の実施（警察本部）

防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な範囲で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

4 訓練に基づく県地域防災計画等の検証（各部隊の平常時部局）

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。

特に次の視点での検証を重視する。

- ① 多様な主体と連携した災害対応（特に災害時要援護者対応）
- ② 広域的な応援・受援活動

③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

5 市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、災害時要援護者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

6 水防協力団体、自主防災組織企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部、県土整備部）

自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、災害時要援護者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

■市町が実施する対策

1 多様な防災訓練の実施

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

水防協力団体、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災訓練の実施内容
- (2) 水防協力団体、自主防災組織等が実施する防災訓練への支援
- (3) その他必要な事項

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。

また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

■水防協力団体、自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

水防協力団体、自主防災組織等が主体となって、防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の災害時要援護者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への災害時要援護者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県、市町、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

【担当課】

- ・防災企画・地域支援課、災害対策課、
消防・保安課、施設災害対策課、
警備第二課

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備 (予防18)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・現行の各市町災害廃棄物処理計画は、住民の衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されたもので、広域的かつ大規模な災害を想定した計画としては不十分である。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・県及び全市町で災害廃棄物処理計画が策定（改定）され、大雨、竜巻、台風等の風水害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体系が構築されている。</p>
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 広域的な協力体制の整備
	市町	(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定支援
市町		(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の風水害対策等

第3項 対策

■県が実施する対策

1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）

(1) 災害廃棄物処理に関する連絡会

県・市町・関係団体等で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を設置し、災害廃棄物処理に係る円滑な相互協力体制の維持・強化を図る。

(2) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町等が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県は被災市町等の要請を受けて、応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(3) 応援体制の整備

風水害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(4) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を広域で処理するための仮置場候補地を選定しておく。

(5) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

団体名	協定締結日
三重県環境整備事業協同組合	平成16年 3月30日
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成16年 4月28日
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成16年10月15日
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成26年 3月 3日

2 市町災害廃棄物処理計画の策定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を策定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の策定支援を行う。

また、市町の計画が実効性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

■市町が実施する対策

1 市町災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧に資するため、各市町の地域防災計画の整合を図りつつ、「市町災害廃棄物処理計画」を策定する。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について記載する。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行う。

また、市町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

市町は、風水害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の風水害対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町災害廃棄物処理計画策定
- (2) 広域的な協力体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設の風水害対策等
- (4) その他必要な事項

【担当課】

- ・ 廃棄物・リサイクル課

【監修部隊】

- ・ 社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 (予防19)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる県民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、県民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。</p>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	市町・県民	(局地的大雨対策)
		(竜巻等突風対策)
		(雪害対策)
市町	県・住民	(局地的大雨対策)

	(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (竜巻等突風対策) (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農作物・農地への被害防止 (3) 住民等の意識啓発 (雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止
ライフライン関連機関、廃棄物処理施設	(局地的大雨対策) (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保
津地方气象台	(竜巻等突風対策) (1) 津地方气象台の体制整備及び事前対策
ライフライン施設等	(雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民・事業者	(局地的大雨対策) (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備
	(竜巻等突風対策) (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得
	(雪害対策) (1) 車両の事前防護措置

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 河川、道路の適切な維持管理（県土整備部）

県管理河川の有堤区間については、背後地の利用状況等を考慮した適切な維持管理を実施し、機能を確保する。

県管理道路については、豪雨等による災害を未然に防止するため、道路防災対策を推進するとともに、定期的な点検など、適切な維持管理を実施し、道路利用者の安全を確保する。

また、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び

通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備（防災対策部）

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の県庁内での共有や、市町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理局）

水防法に基づき指定した水位周知河川については、河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定・公表するとともに、浸水想定区域図を作成し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。

また、浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定推進（県土整備部、防災対策部）

土砂災害防止法に基づく基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

基礎調査結果は、防災砂防課ホームページ及び県土整備部・建設事務所において速やかに公表し、住民等への周知を図る。

また、土砂災害警戒区域等を基に市町が行う土砂災害ハザードマップの作成及び市町が行う土砂災害に関する防災訓練等の実施を支援する。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進（県土整備部）

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発（防災対策部）

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 排水機場の整備（農林水産部）

局地的大雨等による人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の整備を行う。

(8) 県民等の意識啓発（防災対策部、県土整備部）

県民・事業者等が「＜県民・事業者等が実施する対策＞1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備（防災対策部）

津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策（県土整備部）

港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

(3) 農作物・農地への被害防止（農林水産部）

竜巻等突風による農作物への被害が発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、防風ネット等の防風施設など、農作物被害防止施設の整備促進に努める。

(4) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「＜県民・事業者等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

3 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) ライフライン施設等の機能の確保（環境生活部、県土整備部、企業庁、警察本部）

ア 上下水道施設等（県管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災対策部）

津気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(3) 道路除雪対策（県土整備部）

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止（農林水産部）

降積雪による農林業への被害を防止するため、農業施設の雪害対策に努める。

(5) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「＜県民・事業者等が実施する対策＞3 雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理

市町管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市町管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占有者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

「＜県が実施する対策＞1 局地的大雨対策 (2) 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 洪水ハザードマップの作成・活用

県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供

を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進」に準ずる。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発」に準ずる。

(7) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (8) 県民等の意識啓発」に準ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 農作物・農地への被害防止

「<県が実施する対策> 3 竜巻等突風対策 (3) 農作物・農地への被害防止」に準ずる。

(3) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (4) 県民等の意識啓発」に準ずる。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (1) ライフライン施設等の機能の確保」に準ずる。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ① 「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実」に準ずる。
- ② 高齢者等の災害時要援護者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(3) 道路除雪対策

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (3) 道路除雪対策」に準ずる。

(4) 農林業への被害防止

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (4) 農林業への被害防止」に準ずる。

(5) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (5) 県民等の意識啓発」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策
- (3) 雪害対策

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- ① 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。
- ② 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。
- ③ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。
- ④ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑

えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴ—”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する県民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

【主担当課】

- ・災害対策課、農業基盤整備課、農産園芸課、河川課、道路管理課、流域管理課、下水道課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）、社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3部 台風接近時等の減災対策

(中表紙裏面)

第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について

1 第3部について

(1) 第3部の位置づけ

これまでの「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」では、災害発生が予想された時点から災害発生後に至る一連の対策を、第3章「災害応急対策計画」として一括して整理していましたが、今回（平成27年3月）の修正版では、これを対策の時間軸に沿って次のとおり細分化し、再構成することとしました。

- ・災害発生が予測された時点で取る事前対策については、「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載する。
- ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、災害が発生した直後に取り組むべき応急対策活動の内容については、「第4部 発災後の応急対策」に記載する。
- ・災害発生後に取り組むべき対策のうち、被災者支援に関する内容については、従来計画の「第4部 災害復旧計画」に掲げた対策と統合し、「第5部 被災者支援・復旧対策」として記載する。

その結果、第3部は、「第1章 災害対策本部機能の確保」「第2章 避難誘導體制の確保」「第3章 災害未然防止活動」の3つの章で構成されることとなりました。

そして、さらに今回は、第1章の前に特別に本章（「第0章」）を設けています。

これは、台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとでは、第1章から第3章に掲げた現行の「台風接近時等の減災対策」だけでは必ずしも十分ではなく、今後はより一層きめ細かな対策が求められる、との考え方から、そうした対策の一つとして、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」の導入について、その方針等を説明するために設けたものです。

現在、国等においては、タイムラインの考え方に基づく新たな対策の検討が進められています（133ページの【参考資料】参照）。これは上述のとおり、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする取組です。

本県においてもこれら取組に倣い、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在の第1章から第3章に掲げる対策に、このタイムラインの視点に基づく新たな対策を重ね、「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを系統的に整理した計画、「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することとしました。

また、タイムラインの導入にあたっては、市町や防災関係機関等の協力や参画を求め、本県の総合的な事前防災・減災対策の充実・強化を図ることとしています。

そこで、この第0章では、まず第1節において、「三重県版タイムライン（仮称）」策定・導入の目的等を述べるとともに、市町や防災関係機関に対しても、それぞれの実態に応じたタイムラインの検討・導入を促します。続いて第2節においては、タイムラインの策定・導入に向けて検討すべき項目等について記述しています。

(2) 第3部の構成

第3部の構成を改めて記すと、次のとおりとなります。

①第1章～第3章

第1章 災害対策本部機能の確保

第2章 避難誘導體制の確保

第3章 災害未然防止活動

ここでは、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載しています。

②第0章

第1章～第3章の現行計画に対し、ここでは、それら計画を充実・強化するための将来計画（＝タイムライン）の導入について記載しています。

2 三重県版タイムライン（仮称）について

（1）三重県版タイムライン（仮称）策定・導入の目的

現在の県の災害対策活動は、県災対本部設置後の対策が主であり、災対本部設置までの様々な事前防災・減災活動については、各関係部署・機関が独自に行っているため、検証・整理・共有がきちんとなされていません。

また、県災害対策本部設置後の対策についても、「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを事前に決めておくことが可能な対策項目と、事前に決めておくことができない、災害の様相や状況に応じて判断すべき対策項目との整理ができていません。

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待されます。

このため、県では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、三重県版タイムライン（仮称）の策定・導入を進めることとします。

（2）三重県版タイムライン（仮称）の取組主体

三重県版タイムライン（仮称）の取組主体は、県災害対策本部及び県地方災害対策部の活動に係る県庁部局および地域機関とします。

（3）三重県版タイムライン（仮称）策定の進め方

三重県版タイムライン（仮称）の策定を「三重県新風水害対策行動計画」の行動項目として位置づけ、この「三重県新風水害対策行動計画」の計画期間中の策定を目指すこととします。

なお、策定にあたっては、県関係部局、市町、関係機関が参加する場を設け、現在検討中の国土交通省や紀宝町のタイムライン等も参考にしながら検討を進めることとしています。

3 市町や防災関係機関に求める取組

（1）三重県版タイムライン（仮称）策定への協力

三重県版タイムライン（仮称）の取組主体は、県庁関係部局および関係地域機関ですが、タイムラインの策定・導入にあたっては、住民に対する情報提供、避難勧告等の発令などを担う市町や、气象台、公共交通機関事業者などの防災関係機関等との調整や協力が必要となることが想定されます。

このため、これら市町・関係機関等に関する事項については、適宜、意見交換等を行い、調整や協力を求めることとします。

（2）タイムライン導入に向けた検討

県全体の災害対応力の向上を図るためには、県の災害対策活動のみを定めた三重版タイムライン（仮称）の導入だけでは不十分です。住民や企業、観光客等の避難にかかる直接的な権限を有し、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町が、各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた事前

防災・減災対策を講じる必要があることが必要であり、このことは、様々なステークホルダーを有する各防災関係機関においても同様です。

このため、市町及び防災関係機関においては、三重県版タイムライン（仮称）検討への協力とともに、自らの組織・機関におけるタイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討することとします。

【参考資料】

タイムラインについて

- タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」(*1)、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。(*2)

※ *1：米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団による緊急メッセージより

*2：国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より

- 台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。
- 現在、国土交通省において導入に向けた検討が進められるとともに、三重県においては、紀宝町が同省の協力を得ながら試行に取り組んでいる。

1 アメリカ版タイムラインの概要

(1) タイムラインの位置づけ（米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書（第二版）より）

- ・ 日本における災害対策がハード対策を中心とした被害を出さない対策なのに対し、国土の広い米国では被害を最小化するためのソフト対策に力を入れている。
- ・ 米国においては、過去の災害における対応の経験を知見として組織に蓄積する仕組みに優れており、事前の被害想定、発生前後の気象データ、過去の対応の結果等の科学的データを活用し、組織対応の意思決定を行っている。
- ・ 連邦政府では、1985年に国家ハリケーンプログラムを設置し、州政府や地方政府によるハリケーン避難計画の作成支援やツールの提供を行ってきた経緯があり、リスク評価に基づく危機管理対応のタイムラインやハリケーンの進路予測等と連動した避難命令等の意思決定支援ツールを整備してきた。
- ・ 米国では、タイムラインと避難命令等意思決定ツールを活用することにより、自然災害が有する不確実性に対しても、意思決定者がひるむことなく判断し、機動的な対応を行うことを可能としている。

(2) 時系列の設定（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ ニュージャージー州ハリケーン用タイムラインの準備体制開始時刻は、120時間（5日）前。
- ・ ニュージャージー州に上陸するハリケーンによる強風到達時刻を基準とし、逆算して活動項目を設定。
- ・ 行動計画の対象とする時間は、事前の危機管理のみならず、災害後の復旧行程にまで及ぶ。

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ 防災行動を行う州及び関係する政府省庁、陸軍工兵隊、警察、消防、NASA、NGO、赤十字、災害ボランティア組織、業界団体等。
- ・ 関係機関については、「PA（主担当機関）、SA（支援機関）、CO（調整役）」による役割を記載。

(4) 行動計画に記載する行動の内容（ニュージャージー州タイムラインより）

- ・ 州の防災行動については、「州知事による緊急事態宣言、公共輸送機関の停止」といったレベルで記載される。
- ・ 各関係機関の役割については、ESF（Emergency Support Function）と呼称され、「交通運輸システム」、「消防活動」、「医療・公衆衛生」といったレベルで記載される。

2 国土交通省版タイムラインの概要

(1) タイムラインの位置づけ

- ・先を見越した水害対応を行うために、事前行動計画の試行を行う。
- ・無数の地下空間や多数の住民が暮らす海拔ゼロメートル地帯を抱える都市圏における、百万人規模の広域避難実施に向けた対策。

(2) 時系列の設定

- ・準備体制開始時刻は、120時間（5日）前の台風発生時。
- ・台風が上陸する時刻を基準に大規模水害の発生を想定。
- ・台風上陸72時間後の対応までを想定。

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲

- ・国土交通省タイムラインイメージ図では、国土交通省、交通サービス、市町村、住民。
- ・台風に対する事前に規定された役割を担う関係機関は、気象台、河川管理者、水防管理団体、市町村、水防団・消防団、海上保安庁、警察、鉄道事業者、輸送事業者、地方整備局・運輸局、自衛隊、ボランティアなど。

(4) 行動計画に記載する行動の内容

- ・おおむねアメリカ版に準じる。

3 紀宝町版タイムラインの概要

(1) タイムラインの位置づけ

- ・町防災計画（風水害編）の下部計画に位置付ける、町防災計画を補完する事前の防災行動要領。
- ・台風等を起因とした風水害を対象とする。
- ・平成26年度は町のタイムラインを策定し、次年度以降、地域のタイムライン策定にも着手する予定。

(2) 時系列の設定

- ・検討中。

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲

- ・町役場各課、県活性化局・建設事務所・農林事務所、気象台、国交省紀南河川国道事務所・紀勢国道事務所、警察、消防、関電、NTT、JPOWERなど。

(4) 行動計画に記載する行動の内容

- ・H23 紀伊半島大水害時の反省を踏まえ、各行動主体ごとに人的被害防止の観点からの行動内容を積み上げる。
- ・記載レベルはおおむねマニュアルレベルとなり、200以上の行動項目について記載する予定。

第2節 タイムラインの策定・導入に向けた検討方針

1 タイムライン策定・導入に向けた検討の進め方

三重県版タイムライン（仮称）の策定・導入に向けた検討を行うにあたっては、第1章から第3章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導體制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策項目をベースに検討を進めるものとし、これら項目を各々の章ごとに

- ・既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができている対策項目
- ・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要がある対策項目
- ・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取り組むべき対策項目

という視点で整理・検討することで、タイムラインの策定に必要な対策項目を洗い出すこととします。

さらに、対策項目の洗い出しにあたっては、県が主体となるべき事前防災・減災対策と市町や防災関係機関が主体となるべき事前防災・減災対策という視点からも検討を行い、これらの検討結果をもとに、三重県版タイムライン（仮称）に取り入れる対策項目を整理するとともに、市町や防災関係機関に協力を求める対策を整理するものとします。

なお、これら対策項目の洗い出しや整理・検討にあたっては、市町や防災関係機関の協力や参画を求め、各々の防災対策と三重県版タイムライン（仮称）との間に齟齬が生じることがないように努めるとともに、検討結果については、市町や防災関係機関がタイムラインの考え方を取り入れた対策の導入を検討する際の参考に供するものとします。

2 タイムラインの策定に向けた検討

（1）タイムライン策定の視点から見た各章の特徴

①第1章 災害対策本部機能の確保

本計画では県の災害対策本部体制とその活動を主たる対策項目としています。市町や防災関係機関にも同様の活動が求められるため、タイムライン策定の視点からは、県と市町の類似検討項目が多いものと考えられます。

②第2章 避難誘導體制の確保

主に市町が主体となって取り組むべき対策であり、タイムライン策定の視点からも、市町の役割の比重が高くなる対策項目となります。県や防災関係機関のタイムラインにおいては、市町の対策を前提とした支援や情報収集が主要な対策項目になると考えられます。

③第3章 災害未然防止活動

本計画では県管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動が主たる対策項目となっています。これらは、同様の施設等を抱える市町や防災関係機関においても共通する対策であり、タイムライン策定の視点からも、県と市町の類似検討項目が多いものと考えられます。

（2）タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例

【第1章 災害対策本部機能の確保】

（第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目）

①タイムライン適用判断・進捗管理

現在の地域防災計画では、気象注意報・警報等の発表に基づき、災害の発生に備えた県災対本部を設置して対策を取ることとなっていますが、タイムラインを導入した後に三重県に影響を与えるおそれのある台風等が発生した場合は、県災対本部を設置する前の段階で、策定したタイムラインを適用して対策を開始する必要があることから、その適用判断や、タイムラインに掲げた対策項目の進捗状況等についての確認、庁内で情報共有などを図るための体制等を検討（確認）します。

(第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)

①台風・気象情報等の整理・分析

タイムラインを実施するためには、台風の進路や暴風・大雨等の情報を収集するとともに、その情報を整理・分析し、三重県への被害を予測して対策を講じる必要があることから、早期の段階から気象台等との連携を図り、台風・気象情報等の整理・分析を行う体制を検討(確認)します。

②公共交通機関運行情報等の把握及び広報

県民や観光客等への影響が大きい、列車等公共交通機関の運行や道路の通行止めの見込みなどを早期に把握し、広報するための事業者等との連携体制を検討(確認)します。

【第2章 避難誘導體制の確保】

(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)

①早期避難支援体制

風雨が強まり、災害の発生が差し迫った状況下や、夜間等における避難には、避難者の危険性が高まるなどの支障が伴うことから、住民等が余裕を持って安全な状況で避難を行うことができるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要があります。

避難所開設や避難勧告等の発令は主に市町の所管ですが、市町の行う早期の避難所開設準備や、避難勧告等発令の判断等に対する支援を行うため、早期避難にかかる市町への支援体制などについて検討(確認)します。

②広域避難実施体制

多数の避難者が発生した場合には、単独市町では避難者を収容しきれないことが想定されるため、災害予測に基づく、早期の段階からの市町を越えた広域避難の実施を想定し、広域避難の実施体制のあり方や、それに対する県の支援等について検討(確認)します。

③避難所指定県有施設での避難所開設・運営方針

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の所管ですが、避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合に必要な事前対策について検討(確認)します。

(第2節 災害時要援護者の保護 関連項目)

①災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある災害時要援護者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められます。

災害時要援護者の避難対策は主に市町の所管ですが、多様な手段を用いた情報伝達や早期避難の呼びかけ等を効果的に進めるための県の支援等について検討(確認)します。

(第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目)

①学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる検討(確認)

台風の接近が予想される場合など、暴風警報等が発表される前の段階において対応すべき、児童生徒等の安全確保のために必要な情報収集や措置等について検討(確認)します。

【第3章 災害未然防止活動】

(第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目)

①県有施設における被害未然防止等対策

総合庁舎や単独庁舎等の県有施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、施設敷地内の排水溝等の点検・清掃、懸垂幕等の取り込み、公用車等の安全な場所への移動、非常用電源の確保など、各施設において必要な事前の被害未然防止等の対策について検討(確認)します。

②施設利用者の避難対策等

不特定多数の県民等が利用する施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、避難告知のタイミングや避難誘導體制などについて検討(確認)します。

③道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や広報及び応急措置のあり方などについて検討(確認)します。

④道路施設被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急補修、通行止等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制のあり方などについて検討(確認)します。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあるり方について検討(確認)します。

⑤上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)の要注意箇所等の台風接近前対策

浸水や土砂流出等により被災のおそれがある箇所等について、台風接近前のパトロールによる点検、防護対策等を行う体制などについて検討(確認)します。

⑥上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急復旧のための補修等の応急対策を迅速に行うための台風接近前の準備体制のあり方などについて検討(確認)します。

また、応急対策に必要な資機材等の台風接近前の在庫の確認や調達のあるり方について検討(確認)します。

⑦県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

発災時の県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認のあり方などについて検討(確認)します。

また、県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等を適切に操作するため、各施設ごとの河川増水時の操作手順等の事前確認体制について検討(確認)します。

さらに、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあるり方について検討(確認)します。

⑧施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について検討(確認)します。

(第2節 水防活動体制の確保 関連項目)

①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等について、事前の確認体制を検討(確認)します。

(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)

①「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

台風接近 48 時間前情報や気象予警報等など、県民に早期の自助の行動を促すため、事前に県民に周知することが望ましい情報について、「防災みえ.jp」ホームページや「メール配信サービス」等を活用した事前の情報発信のあり方を検討(確認)します。

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保(直前1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

○ 配備体制に応じて、県災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班、情報班、総務班、派遣班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊<総括班>、地方部<総括班>）

(1) 準備体制による職員配備

県災対本部及び地方部を速やかに設置するための「準備体制」として、三重県災害対策本部運営要領に基づく「準備体制」配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制 参照）に従い、「準備体制」要員としての職員を配備する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達

「準備体制」要員は、気象情報配信システムにより気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、多様な手段による気象情報の収集に努める。

(3) 緊急部長会議の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、緊急部長会議を開催する。

(4) 警戒体制への移行

三重県災害対策本部運営要領に定める「警戒体制」の配備基準（【参考】県の配備基準及び災対

本部の概要 1 配備体制」参照)に該当する気象警報の発表等があった場合、「初動体制(防災宿日直)マニュアル」の定めにより配備対象者への連絡等を行い、警戒体制へ移行し県災対本部を設置する。

2 県災対本部(警戒体制)の設置

(1) 警戒体制による職員配備(総括部隊<総括班>)

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、三重県災害対策本部運営要領に基づく「警戒体制」配備基準(「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照)に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達(総括部隊<情報班>)

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

(3) 被害情報等の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>)

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

(4) 災害対策統括会議の開催(総括部隊<総括班>)

災害予防対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議(「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部(本庁)の概要」参照)を開催する。

(5) 本部員会議の開催(総括部隊<総括班、総務班>)

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議(「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部(本庁)の概要」参照)を開催する。

(6) 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等(総括部隊<派遣班>)

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる地方部または市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム(「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部(本庁)の概要」参照)を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

3 地方部(警戒体制)の設置(地方部<総括部隊>)

(1) 警戒体制による職員配備

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、三重県災害対策本部運営要領に基づく「警戒体制」配備基準「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照)に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。

(2) 被害情報等の収集・とりまとめ

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。

(3) 地方部調整会議の開催

地方統括部の編成や、地方部における災害予防対策の実施にかかる方針等の決定、緊急かつ迅速

に対応すべき事案の検討、地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

(4) 地方部員会議の開催

本部長の指示の共有や地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認、地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

(5) 地方部派遣チームによる情報収集等

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ地方部派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 5 地方部の概要」参照）を派遣し情報収集及び防災情報システムの入力支援等にあたらせる。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 タイムライン適用判断・進捗管理

現在の地域防災計画では、気象注意報・警報等の発表に基づき、災害の発生に備え、県災对本部を設置して対策を取ることとなっているが、タイムラインを導入した後に三重県に影響を与えるおそれのある台風等が発生した場合は、県災对本部を設置する前の段階で、策定したタイムラインを適用して対策を開始する必要があることから、その適用判断や、タイムラインに掲げた対策項目の進捗状況等についての確認、庁内で情報共有などを図るための体制等を検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、災害対策活動を実施する。

また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災对本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 市町の活動体制

(2) その他必要な事項

■ その他防災関係機関が実施する対策

1 活動体制の整備

県内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■【参考】県の配備基準及び災対本部の概要

1 配備体制

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生または予想されるときで、知事が必要と認めたとき。
本部設置	-	県災対本部設置	県災対本部設置
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

2 職員の参集

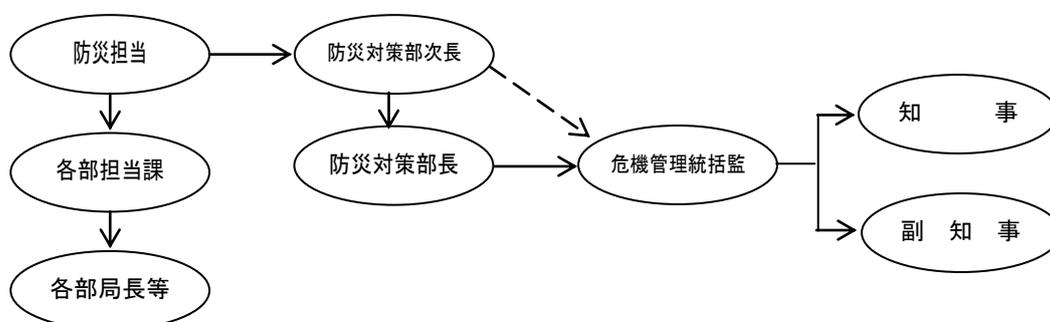
職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

準備体制・警戒体制	非常体制
<p>各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部局等と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。</p> <p>〔非常体制時参集場所〕</p> <p>（第2参集場所） 自己の業務に関係のある最寄りの県の機関</p> <p>（第3参集場所） 最寄りの県総合庁舎の総括班等</p> <p>（第4参集場所） その他の最寄りの県の機関（県立学校を含む）</p> <p>なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。</p>

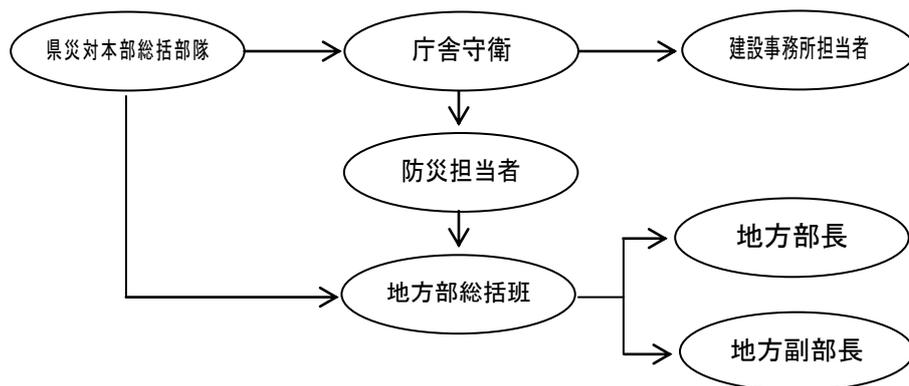
3 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

【県災対本部】



【地方部（標準例）】 ※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める



4 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
設置場所	災害対策室（防災対策部内）又は県庁講堂
設置基準	「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。
廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図1及び別表1参照
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の

	<p>承認</p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に指示し、活動体制を確保するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、県災対本部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長または関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、風水害等被害により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部（水防法に基づく） ・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。</p>

5 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者

設置場所	各総合庁舎内
設置基準	「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。
廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。</p> <p>また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p> <p>4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。</p>
所掌事務	別表4に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部

その他	<p>1 地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。</p> <p>2 地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。</p>
-----	--

6 現地本部の概要

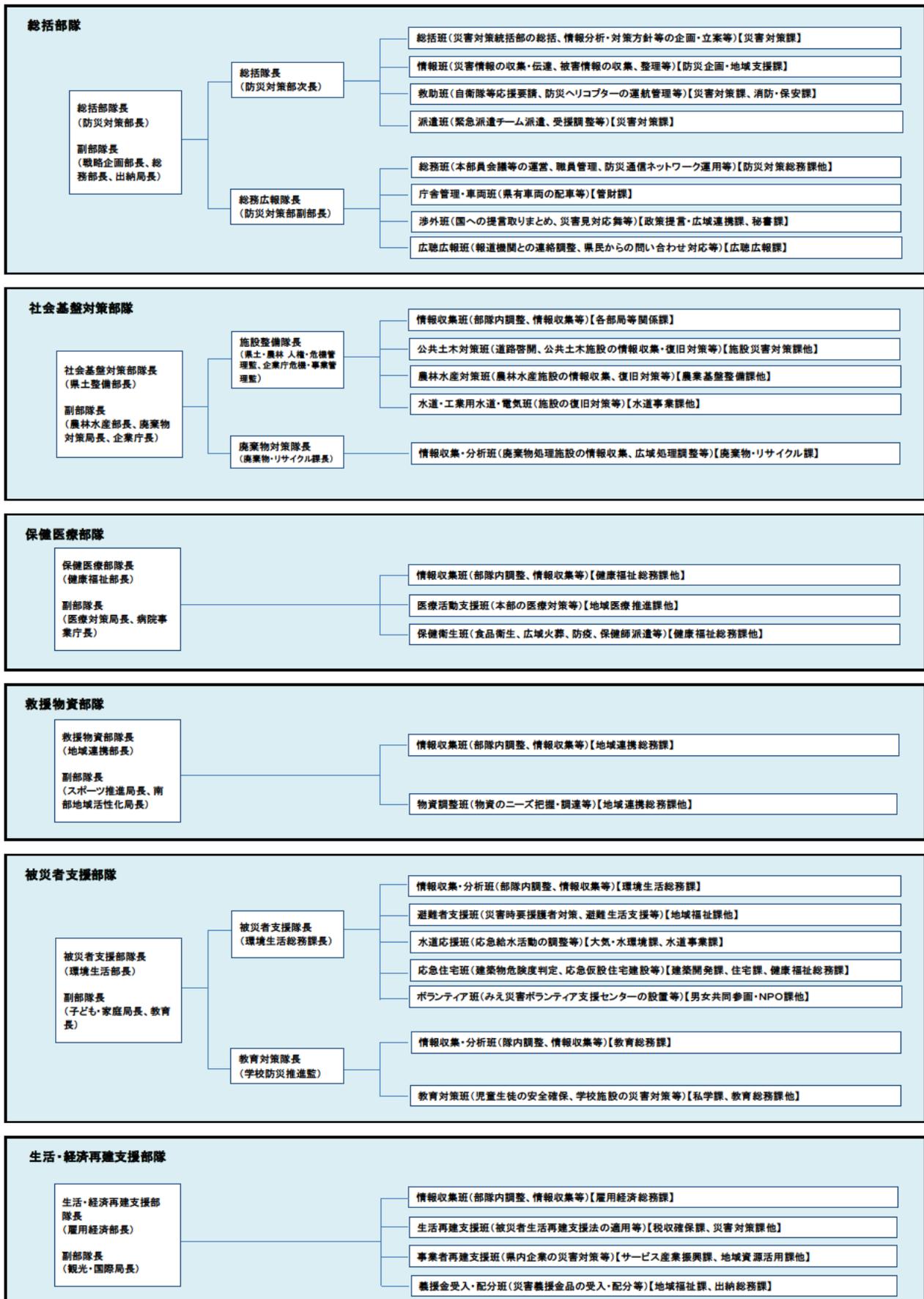
名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現 地 本 部 長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者
設置場所	被災した市町を所管する地方部
設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めたとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図3及び別表5参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

【別表1】災害対策本部の組織

名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと、業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害対策統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 中部地方整備局 ・ 津地方气象台 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力株式会社三重支店 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ 日本水道協会三重県支部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 東海農政局 ・ 消防機関の代表 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部員会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【災害対策統括部隊の概略】

※対応部課及び所掌事務の詳細については、「【別表2】三重県災害対策本部災害対策部の編成及び所掌事務」を参照



第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保



【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

1. 総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名 (必要職員数)
総括部隊 (89)	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	戦略企画部長 総務部長 出納局長
総括隊 (45)	隊長	防災対策部次長
総括班 (9)	班長	防災対策部 災害対策課長
	班員	防災対策部 災害対策課 (5) 防災対策部 危機管理課 (1) 戦略企画部 戦略企画総務課 (2)
情報班 (20)	班長	防災対策部 防災企画・地域支援課長
	班員	防災対策部 防災企画・地域支援課 (10) 戦略企画部 情報公開課 (1) 戦略企画部 統計課 (1) 総務部 (4) 出納局 (3)
救助班 (11)	班長	防災対策部 危機管理副統括監
	班員	防災対策部 災害対策課 (4) 防災対策部 消防・保安課 (2) 監査委員会事務局 (1) 人事委員会事務局 (1) 労働委員会事務局 (1) 海区漁業調整委員会事務局 (1)
派遣班 (4)	班長	防災対策部次長
	班員	防災対策部 災害対策課 (2) 総務部 人事課 (1)
総務広報隊 (40)	隊長	防災対策部副部長
総務班 (15)	班長	防災対策部 防災対策総務課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課 (9) 防災対策部 危機管理課 (2) 総務部 (2) 議会事務局 (1)
庁舎管理・車両班 (4)	班長	総務部 管財課長
	班員	総務部 管財課 (3)
渉外班 (13)	班長	戦略企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	戦略企画部 政策提言・広域連携課 (7) 戦略企画部 秘書課 (5)
広聴広報班 (7)	班長	戦略企画部 広聴広報課長
	班員	戦略企画部 広聴広報課 (6)

◆ 所掌事務（総括部隊）

	対応部課(※1)
総括隊	
総括班	
災害対策統括部の総括に関すること	災害対策課
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること	災害対策課
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること	災害対策課
県災对本部の設置・廃止の検討に関すること	災害対策課
情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること	災害対策課
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること	災害対策課
本部長指示等の伝達に関すること	災害対策課
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関すること	災害対策課
緊急派遣チームの派遣の要否の決定に関すること	災害対策課
災害救助法の適用の要否の決定に関すること	災害対策課
被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関すること	災害対策課
災害警戒、注意喚起の発信に関すること	災害対策課
避難勧告・避難指示のかかる助言に関すること	災害対策課
所掌事務外事案の対応調整に関すること	災害対策課
情報班	
気象情報等の収集及び伝達に関すること	防災企画・地域支援課
被害状況の収集、整理に関すること	防災企画・地域支援課
災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること	防災企画・地域支援課
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること	防災企画・地域支援課
避難所・避難者等情報の把握に関すること	防災企画・地域支援課
救助班	
自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関すること	災害対策課
県内消防機関との連絡調整に関すること	消防・保安課
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること	災害対策課
消防応援活動調整本部の運営に関すること	消防・保安課
第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関すること	災害対策課
サイレントタイムの設定に関すること	災害対策課
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること	災害対策課
(支援受入) 派遣班	
緊急派遣チームの派遣に関すること	災害対策課
応援にかかる調整に関すること	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関すること	災害対策課
各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	人事課
総務広報隊	
総務班	
本部員会議の運営に関すること	防災対策総務課
市町からの応援要請文書の取受に関すること	防災対策総務課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関すること	危機管理課
総括部隊内の連絡調整に関すること	危機管理課
災害関係文書、物品の取受配分及び発送に関すること	法務・文書課
職員の健康管理に関すること	福利厚生課
職員の罹災給付に関すること	福利厚生課
総務事務システムの運用に関すること	総務事務課
災害関係費の予算に関すること	財政課
防災通信ネットワークの運用に関すること	防災対策総務課
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	IT推進課
物品調達(各所属で直接確保することが相当と認められる物品を除く)及び出納に関すること	会計支援課
出納事務(緊急支払い)に関すること	出納総務課
財務会計システムの運用に関すること	出納総務課

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

	国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する事	防災対策総務課
	本部職員等の食料・寝具等の確保に関する事	防災対策総務課
庁舎管理・車両班		
	県有車両（集中管理自動車）の配車に関する事	管財課
	災害救助用臨時専用電話の施設に関する事	管財課
渉外班		
	政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関する事	政策提言・広域連携課
	災害見舞いに関する事	秘書課
	本部長、副本部長の秘書に関する事	秘書課
	全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関する事	政策提言・広域連携課
広聴広報班		
	報道機関との連絡調整に関する事。	広聴広報課
	県民への呼びかけ等知事会見に関する事。	広聴広報課
	県ホームページの管理に関する事。	広聴広報課
	各種広報媒体を活用した県民等への広報に関する事。	広聴広報課
	県民からの問い合わせ、要望、意見に関する事。	広聴広報課
	災害写真等の収集・整理に関する事。	広聴広報課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

2. 社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(36)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 廃棄物対策局長 企業庁長
施設整備隊(29)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 危機・事業管理監
情報収集・分析班(10)	班長	県土整備部 人権・危機管理監
	班員	県土整備部 (6) 農林水産部 (1) 企業庁 (2)
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部 (7)
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1) (情報収集・分析班兼務)
水道・工業用水道・電気班(3)	班長	企業庁 危機・事業管理監
	班員	企業庁 (2) (情報収集・分析班兼務)
廃棄物対策隊(3)	隊長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
	班員	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課(1)

※1 災害の規模・内容等に応じ、災害対策統括部長（危機管理統括監）が、部隊長等の変更を指示します。

※2 隊長は、部隊長の指名に応じて就任します。

◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）

	対応部課(※3)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	各部局等関係課※
統括部隊との連絡調整に関すること	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理に関すること	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関すること	施設災害対策課
水防本部に関すること	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関すること	道路管理課
道路パトロールの実施と応急措置に関すること	道路管理課
異常時における事前通行規制に関すること	道路管理課
建設業者の確保に関すること	建設業課
道路及び橋梁の応急補修に関すること	道路建設課
港湾施設及び海岸施設の応急補修に関すること	港湾・海岸課
河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・の収集に関すること	河川課
ダム情報の収集、砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関する こと	防災砂防課 流域管理課
都市公園施設の応急補修に関すること	都市政策課
下水道施設の応急補修に関すること	下水道課
部内の災害対応事業用地に関すること	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関すること	営繕課
県有施設の災害復旧工事の設計施行に関すること	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関すること	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関すること	建設業課

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関すること	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関すること	農産園芸課
家畜伝染病予防に関すること	畜産課
罹災家畜収容に関すること	畜産課
治山施設の応急復旧に関すること	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関すること	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること	治山林道課
林業共同施設に係る災害対策に関すること	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関すること	みどり共生推進課
林野火災対策に関すること	治山林道課
漁港施設及び漁港海岸施設の応急補修に関すること	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関すること	水産資源課
水道・工業用水道・電気班	
県営水道・工業用水道事業の復旧に関すること	水道事業課 工業用水道事業課
電気事業の復旧に関すること	電気事業課
廃棄物対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること	廃棄物・リサイクル課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
国、他府県への応援要請に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物処理への技術的支援に関すること	廃棄物・リサイクル課

※3 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

3. 保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(22)	部隊長	健康福祉部長
	副部隊長	健康福祉部 医療対策局長 病院事業庁長
情報収集・分析班(5)	班長	健康福祉部 医療対策局 医務国保課長
	班員	健康福祉部 医務国保課(3) 病院事業庁 県立病院課(1)
医療活動支援班(8)	班長	健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課長
	班員	健康福祉部 地域医療推進課(5) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1)
保健衛生班(6)	班長	健康福祉部 健康づくり課長
	班員	健康福祉部 健康福祉総務課(1) 健康福祉部 食品安全課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 福祉監査課(1)

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
統括部隊との連絡調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
部隊内の情報収集・整理に関すること	健康福祉総務課 医務国保課 県立病院課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
医療活動支援班	
本部の医療対策に関すること	地域医療推進課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	地域医療推進課
入院治療を要するものの収容に関すること	地域医療推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務感染症対策課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務感染症対策課
保健衛生班	
災害救助法の運用に関すること	健康福祉総務課
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	薬務感染症対策課
保健師の派遣に関すること	健康づくり課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務感染症対策課
食生活指導の支援に関すること	健康づくり課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

4. 救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊(12)	部隊長	地域連携部長
	副部隊長	地域連携部 スポーツ推進局長 地域連携部 南部地域活性化局長
情報収集・分析班(4)	班長	地域連携部 地域連携総務課長
	班員	地域連携部(3)
物資調整班(5)	班長	地域連携部 人権・危機管理監
	班員	地域連携部(1) 環境生活部 交通安全・消費生活課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 企業誘致推進課(1)

◆ 所掌事務（救援物資部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	地域連携総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	地域連携総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	地域連携総務課
物資調整班	
救援物資要請情報の収集・整理に関すること	地域連携総務課
救援物資ニーズの把握に関すること	地域連携総務課
生活必需物資等の調達に関すること	企業誘致推進課 交通安全・消費生活課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること	農産園芸課
漬物等の調達に関すること	フードイノベーション課
生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関すること	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(43)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	健康福祉部 子ども・家庭局長 教育長
被災者支援隊(20)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(8)	班長	健康福祉部 人権・危機管理監
	班員	健康福祉部 長寿介護課(1)
		健康福祉部 障がい福祉課(1)
		健康福祉部 子育て支援課(1)
		健康福祉部 食品安全課(1)
健康福祉部 健康づくり課(1)		
環境生活部 大気・水環境課(1)		
環境生活部 多文化共生課(1)		
応急住宅班(4)	班長	県土整備部 住宅課長
	班員	県土整備部 住宅課(1)
		県土整備部 建築開発課(1) 健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）
水道応援班(3)	班長	環境生活部 大気・水環境課長
	班員	環境生活部 大気・水環境課(1) 企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(3)	班長	環境生活部 男女共同参画・NPO課長
	班員	環境生活部 男女共同参画・NPO課(1) 健康福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(14)	班長	教育委員会事務局 教育総務課長
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(1)
		教育委員会事務局 予算・経理課(1)
		教育委員会事務局 教職員課(1)
		教育委員会事務局 福利・給与課(1)
		教育委員会事務局 学校施設課(1)
		教育委員会事務局 高校教育課(1)
		教育委員会事務局 小中学校教育課(1)
		教育委員会事務局 特別支援教育課(1)
		教育委員会事務局 生徒指導課(1)
		教育委員会事務局 保健体育課(1)
教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1)		
教育委員会事務局 研修企画・支援課(1)		
環境生活部 私学課(1)		

◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課(※1)
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子育て支援課
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康づくり課
外国人への情報提供に関すること	多文化共生課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(健康福祉部)
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(健康福祉部)
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
応急給水活動の参加に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅課
住宅相談の実施等に関すること	住宅課
応急仮設住宅の建設等に関すること	健康福祉総務課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	男女共同参画・NPO課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	男女共同参画・NPO課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
教育対策班	
私立学校の災害対策に関すること	私学課
被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課
被災児童生徒の修学に関すること	予算・経理課
被災児童生徒への教科書等の支給に関すること	小中学校教育課
教職員の災害対策のための動員確保に関すること	教職員課
教職員の罹災給付に関すること	福利・給与課
公立学校施設の災害に関すること	学校施設課
災害時における学校給食対策に関すること	保健体育課
県立高校の休校措置等の情報収集に関すること	高校教育課
県立特別支援学校の休校措置等の情報収集に関すること	特別支援教育課
公立小中学校の休校措置等の情報収集に関すること	小中学校教育課
社会教育施設の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
文化財等の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
総合教育センターの災害対策に関すること	研修企画・支援課
被災児童生徒に対する避難に関すること	小中学校教育課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光・国際局長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策課課長補佐（総括部隊兼務）
	班員	総務部 税収確保課・税務債権管理課(1) 防災対策部 災害対策課(1)（総括部隊兼務） 環境生活部 交通安全・消費生活課(1) 雇用経済部 雇用対策課(1) 健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり推進課(1) 雇用経済部 地域資源活用課(1) 雇用経済部 観光政策課(1)
義援金受入・配分班(2)	班長	健康福祉部 地域福祉課長
	班員	健康福祉部 地域福祉課(1)

◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	災害対策課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	交通安全・消費生活課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	健康福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	健康福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
事業者再建支援班	
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
災害救助に協力する訓練生の連絡調整に関すること	雇用対策課
被災中小企業の融資及び経営相談に関すること	サービス産業振興課 地域資源活用課
中小企業の災害対策に関すること	ものづくり推進課 地域資源活用課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者の支援に関する関係機関との調整に関すること	観光政策課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

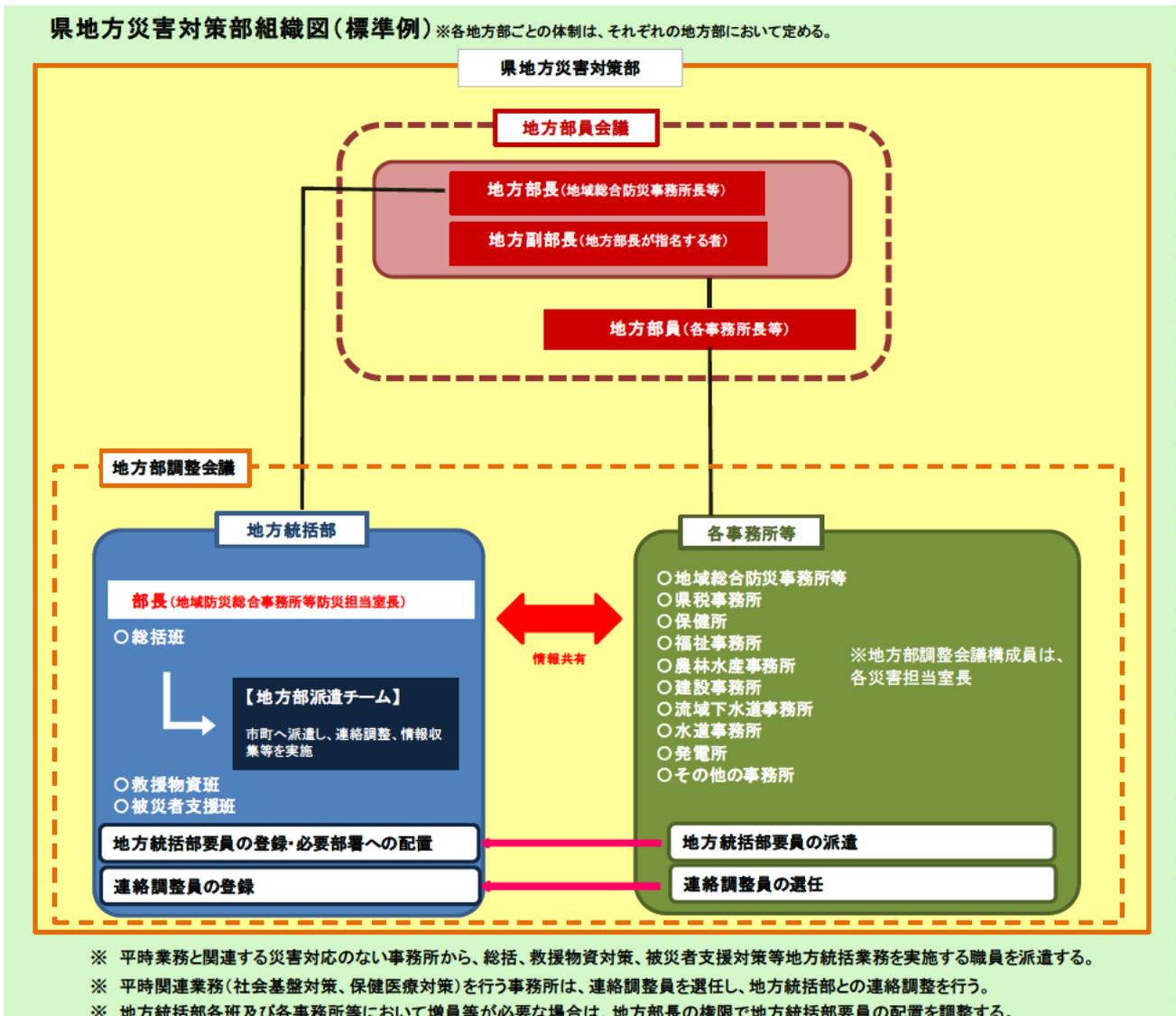
※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

7. 警察部隊

※ 警察部隊は、「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関する事	警備部
災害警備体制の確立に関する事	警備部
災害情報の収集・連絡等に関する事	警備部
救出救助活動に関する事	警備部
避難誘導に関する事	警備部
緊急交通路の確保に関する事	交通部
身元確認等に関する事	刑事部
二次災害の防止に関する事	警備部
危険箇所等における避難誘導等の措置に関する事	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関する事	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関する事	警備部
相談活動に関する事	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関する事	警備部・生活安全部

【別図2】



【別表3】地方部の組織

名称	説明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 地方部としての全体把握、総合調整 市町の災害情報の収集及び伝達 県から市町への支援情報等の提供 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設

	<p>事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部署等の指示等に基づき行う。</p> <p>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

【別表4】地方部の所掌事務（標準例）

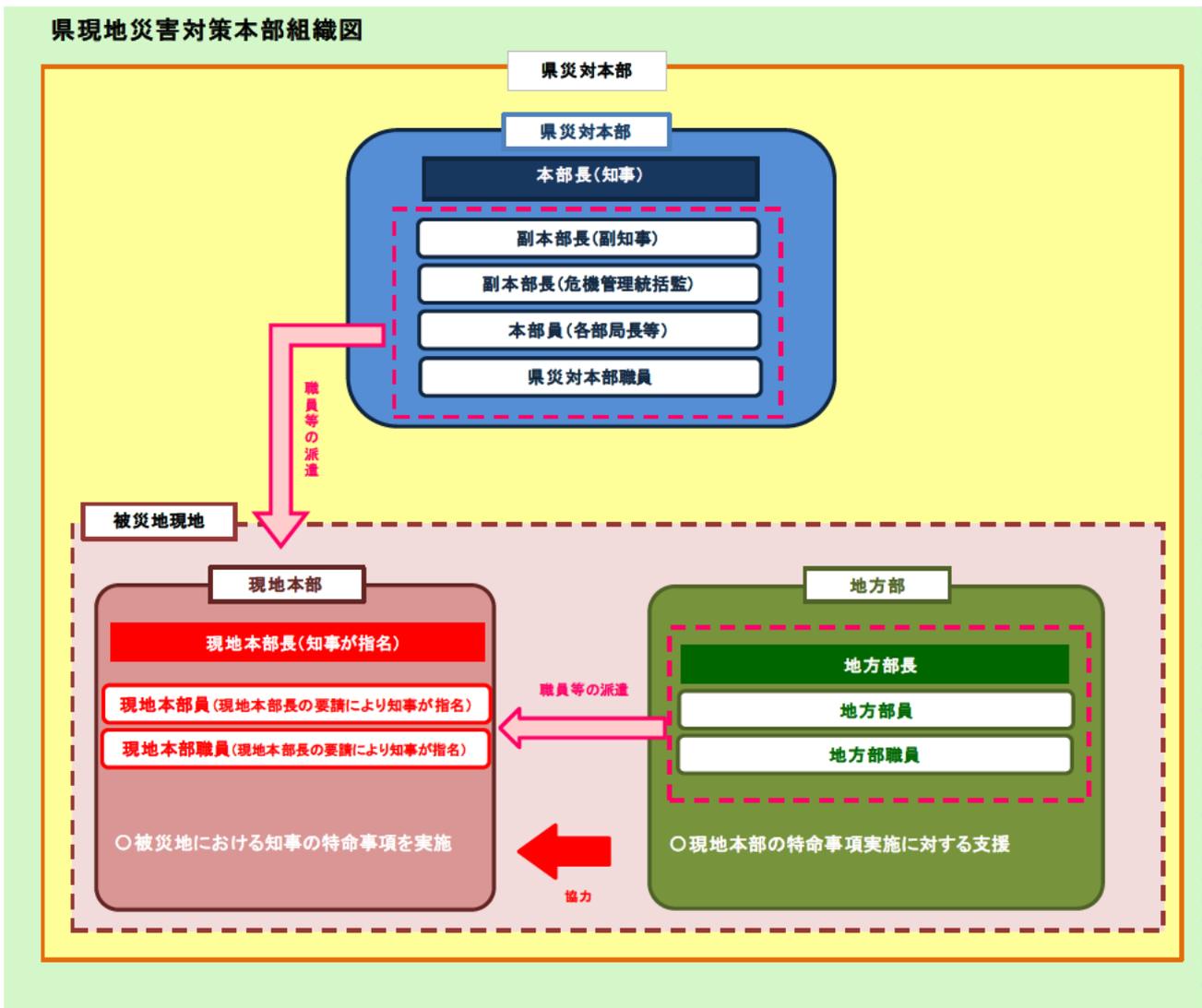
地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務
地方統括部	総括班	対策係	・地方部の総括に関する事
			・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事
			・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関する事
			・地方部の設置・廃止の検討に関する事
			・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事
			・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事
			・本部長指示等の伝達に関する事
			・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関する事
			・災害警戒、注意喚起の発信に関する事
			・避難勧告・避難指示にかかる助言に関する事
			・広域防災拠点施設の開設・運営・管理に関する事
			・所掌事務外事案の対応調整に関する事
			・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する事
			・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関する事
			・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事
・派遣チームの派遣に関する事			
・他府県等応援職員にかかる受入調整に関する事			
・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること			
		情報係	・気象情報等の収集及び伝達に関する事
			・被害状況の収集、整理に関する事
			・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事
			・避難所・避難者等情報の把握に関する事
		総務係	・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関する事
			・市町からの応援要請文書の收受に関する事
			・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事
			・職員の健康管理に関する事
			・防災通信ネットワークの運用に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ・物品調達(各所属で直接確保することが適切と認められる物品を除く)及び出納に関すること ・出納事務(緊急支払い)に関すること ・財務会計システムの運用に関すること ・国、他府県等の災害応援職員の宿泊確保に関すること ・本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること ・県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること ・災害救助用臨時電話の施設に関すること ・災害義援金の保管に関すること
	救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資要請情報の収集・整理に関すること ・救援物資ニーズの把握に関すること ・生活必需物資等の調達に関すること ・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること ・漬物等の調達に関すること ・生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関すること ・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること
	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること ・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること
地域防災総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること ・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること ・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること ・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること ・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・廃棄物処理への技術的支援に関すること ・水環境の保全に関すること ・大気環境の保全に関すること
県税事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・罹災による県税の減免に関すること
保健所		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること ・食品衛生に関する啓発・指導に関すること ・防疫、感染症に関すること ・保健師の派遣に関すること ・毒物劇物取扱い施設に関すること ・食生活指導の支援に関すること
保健所(一部 福祉事務所)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること ・医療救護班派遣に関すること ・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること ・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること
福祉事務所(一部 保健所)		<ul style="list-style-type: none"> ・日赤備蓄品に関すること ・社会福祉施設の被害情報把握に関すること
農林水産事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること

第3部 台風接近時等の減災対策
第1章 災害対策本部機能の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農作物の応急技術対策に関する事 ・被災農作物の種苗対策に関する事 ・家畜伝染病予防に関する事 ・罹災家畜収容に関する事 ・治山施設の応急復旧に関する事 ・林道等施設の応急復旧に関する事 ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事 ・林業共同施設に係る災害対策に関する事 ・自然公園等施設の災害対策に関する事 ・林野火災対策に関する事 ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急補修に関する事 ・漁業・養殖業の被害対策に関する事
建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開に関する事 ・水防支部に関する事 ・道路情報の把握と提供に関する事 ・道路パトロールの実施と応急措置に関する事 ・異常時における事前通行規制に関する事 ・建設業者の確保に関する事 ・道路及び橋梁の応急補修に関する事 ・港湾施設及び海岸施設の応急補修に関する事 ・河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の収集に関する事 ・砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関する事 ・都市公園施設の応急補修に関する事 ・部内の災害対応事業用地に関する事 ・営繕工事中の現場の保全指導に関する事 ・県有施設の災害復旧工事の設計施行に関する事 ・気象予警報等の受理及び伝達に関する事 ・復旧資機材の確保に関する事 ・施設被災情報の収集に関する事 ・被災宅地危険度判定に関する事 ・被災建築物応急危険度判定に関する事 ・住宅相談の実施等に関する事 ・公営住宅等の被災者への提供に関する事
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急補修に関する事
水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・県営水道・工業用水道事業の復旧に関する事 ・応急給水活動の参加に関する事
発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の復旧に関する事
県立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者（入院患者含む）の心身の治療に関する事

【別図3】



【別表5】現地本部の組織

名称	説明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保(直前2)

【主担当部隊】：総括部隊(総括班、情報班、総務班、広聴広報班)
社会基盤対策部隊(公共施設対策班)

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市町等へ提供するとともに、県内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班、総務班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台)
水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共施設対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共施設対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・土砂災害警戒メッシュ情報等(建設事務所)
被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班、総括班、派遣班) 社会基盤対策部隊(公共施設対策班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

■ 共通事項等

1 予報及び警報等の伝達

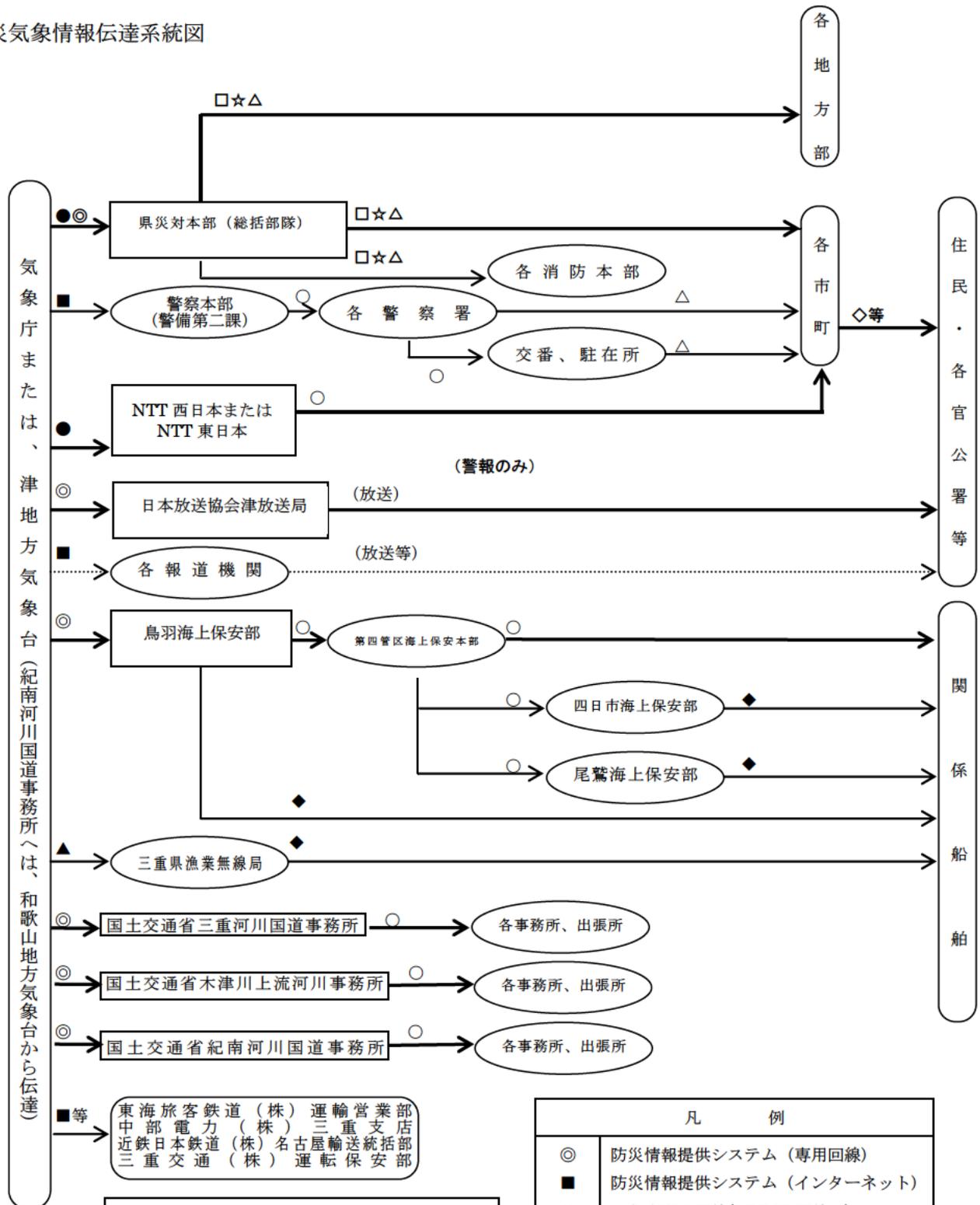
(1) 伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統(津波警報を除く)

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図



凡 例	
	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
	気象業務法第15条等の法令による通知系統
	気象業務法第13条等の法令による周知系統
	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線(ADRESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
☆	県の一斉優先FAX（Fネット）
◆	無線通報等
▲	気象庁本庁加入電話回線

第3項 対策

■県が実施する対策

1 気象情報・予警報の収集・伝達

(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)

三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

(2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総務班>)

気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災情報ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<総務班>)

「防災みえ. JP」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、防災情報メール配信サービスの登録者に情報を伝達する。

2 水防警報の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共施設対策班>)

(1) 雨量の監視・通報

県内に大雨・洪水注意報が発表された場合、水防本部は指定雨量観測所等の雨量報告を収集し、監視を行う。また、指定雨量観測所の雨量が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、気象台に通報を行うとともに、必要に応じ、水防本部と気象台の間で相互の雨量データを通報する。

(「三重県水防情報システム(レピス)」または国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の雨量を把握できる場合は、通報を省略できる。)

(2) 水位の監視

水防支部は、指定水位観測所の水位、潮位または流量に関する情報を収集し、監視を行う。

(3) 水防警報・避難判断水位(特別警戒水位)の発表・通報

知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、水防警報を発表し、水位を通報するとともに、直ちに関係水防管理団体および気象台へ通報する。

【三重県水防計画に定める指定水位観測所における水位の通報基準】

- ① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- ③ 以後の時間毎の水位
- ④ 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位(危険水位)に達したとき
- ⑥ 最高水位
- ⑦ 氾濫危険水位(危険水位)を下回ったとき
- ⑧ 避難判断水位(特別警戒水位)を下回ったとき
- ⑨ 氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき
- ⑩ 水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき

(「三重県水防情報システム(レピス)」または国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。)

(4) 国からの水防警報・避難判断水位(特別警戒水位)の伝達

国土交通大臣が指定する河川、海岸にかかる水防警報または指定河川の避難判断水位(特別警戒

水位)情報の通知を受けた時は、三重県水防計画に定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。

また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共施設対策班>)

(1) 雨量・土砂災害警戒メッシュ情報の監視

県内に大雨・洪水警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害警戒メッシュ情報等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・土砂災害警戒メッシュ情報等を提供する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、気象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、危険レベルを市町及び県民等へ提供する。

4 被害情報等の収集・とりまとめ

(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

① 防災情報システムを利用した情報収集(総括部隊<情報班>)

県災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、地方部を通じて、市町に対し、防災情報システムによる市町災対本部設置状況、人的被害、住家被害、避難状況、り災状況等の報告を求める。

② ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集(総括部隊<情報班>)

NTT回線等を通じて、公共機関(鉄道、バス、定期線等)の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電力、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。

③ 道路管理者からの情報収集(社会基盤対策部隊<公共施設対策班>)

県内道路の状況(道路の通行止め等)について情報を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、救助班）	市町（※）、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	公共工事進行管理システム（災害管理システム）
国管理道路	総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			
市町管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	市町（※）	電話
県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	災害管理システム 電話
国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話
④ ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話
県営水道	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、MCA無線
上記以外	総括部隊（情報班）	各事業者	電話
⑤ 医療施設関係状況	保健医療部隊（情報収集・分析班）	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話
⑥ 文教施設関係状況	総括部隊（情報班） 被災者支援部隊（教育対策班）	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 電話
⑦ その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県立施設	各所管部隊	各施設	電話
2. 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
② 救護物資の状況	救援物資部隊（物資調整班）	市町（※）	電話

③ 避難所運営の状況	被災者支援部隊（避難者支援班）	市町（※）	電話
④ ボランティア受入状況	被災者支援部隊（ボランティア班）	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤ 治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥ その他の対策の状況	総括部隊（情報班）	市町（※） 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※ 情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）

地方部（総括班）は、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

(3) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。

地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。

5 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 台風・気象情報等の整理・分析

タイムラインを実施するためには、台風の進路や暴風・大雨等の情報を収集するとともに、その情報を整理・分析し、三重県への被害を予測して対策を講じる必要があることから、早期の段階から気象台等との連携を図り、台風・気象情報等の整理・分析を行う体制を検討（確認）する。

2 公共交通機関運行情報の把握及び広報

県民や観光客等への影響が大きい、列車等公共交通機関の運行見込みなどを早期に把握し、広報するための事業者等との連携体制を検討する。

■市町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に災害時要援護者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「<県が実施する対策> 5 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被害情報の収集の方法及び連絡系統

(2) 気象予警報等の伝達体制

(3) 収集する被害情報等の種類と収集・報告の方法

(4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<津地方気象台が実施する対策>

1 気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。

別表1 特別警報、警報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

別表2 注意報の種類と概要

種 類		概 要
気 象 注 意 報	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
※ 地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
※ 浸 水 注 意 報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	

(注) 1 ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報をもって代える。

(2) 洪水予報

別表3のとおり津地方気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

別表3

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
木曾川	木曾川	木曾川下流洪水予報	木曾川下流河川事務所 名古屋地方気象台
	長良川	長良川下流洪水予報	
	揖斐川	揖斐川下流洪水予報	
鈴鹿川	鈴鹿川	鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台
	鈴鹿川派川		
雲出川	雲出川	雲出川及び雲出古川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台
	雲出古川		
櫛田川	櫛田川	櫛田川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台
宮川	宮川	宮川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方気象台
新宮川	熊野川	熊野川洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台
淀川	木津川	木津川上流洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
	服部川		
	栢植川		
	名張川	名張川洪水予報	
	宇陀川		

3 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

ア 気象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

イ 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

＜国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局等）が実施する対策＞

1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

＜移動通信事業者が実施する対策＞

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関が実施する対策＞

1 災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報等をもとに、県民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する避難勧告等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要かまたは自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市町から避難勧告等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2) 避難準備情報発表時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市町から避難準備情報が発表された場合は、立ち退き避難または垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、災害時要援護者に対しては、避難準備情報発表時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が災害時要援護者の避難行動を支援する。

(3) 避難勧告発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市町から避難勧告が発表された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難または垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指

定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(4) 避難指示発令時の対応

立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たず、避難勧告発令時点で指定避難場所へ避難を行うことを原則とする。

やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫しているまたは災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

2 災害に関する現場情報の報告

市町からの避難勧告等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市町や施設管理者への報告に努める。

第2章 避難誘導體制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進(直前3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 市町が適切に避難勧告等を発令するための助言等を行い、市町の避難情報を集約するとともに、県内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、市町の早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および市町から避難所指定を受けている県有施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班、情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)
市町に対する避難勧告等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で避難準備情報等発表後	・避難準備情報等(市町)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町避難情報の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>)

県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部を通じ、速やかに市町の避難勧告等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。

市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、避難所情報として「防災みえ.jp」ホームページや報道機関等を通じて公表する。

2 市町に対する避難勧告等の判断支援(総括部隊<総括班>)

(1) 避難判断情報等の提供(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、市町が避難勧告等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を「防災みえ.jp」や「三重県川の防災情報」、「三重県土砂災害情報提供システム」等のインターネットホームページを利用して提供する。

(2) 避難に関する助言(総括部隊<総括班>、社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

総括部隊(総括班)および社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、河川氾濫や土砂災害の危険性が高まったと認める場合は、該当市町に対しその旨を通知し、当該市町が適切に避難勧告等を発令できるよう必要な助言を行う。

3 避難所指定県有施設の避難所開設・避難者受入(各施設管理者)

市町の避難所に指定されている施設の管理者は、市町から避難所の開設および避難者受入の要請があった場合には、それに協力する。

【タイムライン策定に向けた検討(確認)項目の例】

1 早期避難支援体制

風雨が強まり、災害の発生が差し迫った状況下や、夜間等における避難行動には、避難者の危険性が高まるなどの支障が伴うことから、住民等が余裕を持って安全な状況で避難を行うことができるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

避難所開設や避難勧告等の発令は主に市町の所管だが、市町の行う早期の避難所開設準備や、避難勧告等発令の判断等に対する支援を行うため、早期避難にかかる市町への支援体制などについて検討(確認)する。

2 広域避難実施体制

多数の避難者が発生した場合には、単独市町では避難者を収容しきれないことが想定されるため、災害予測に基づく、早期の段階からの市町を越えた広域避難の実施が想定されることから、広域避難の実施体制のあり方や、それに対する県の支援等について検討(確認)する。

3 避難所指定県有施設での避難所開設・運営指針

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の所管となるが、避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合に必要な事前対策について検討(確認)する。

■市町が実施する対策

1 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

市町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ① 避難の種類(自主避難、避難準備、避難勧告、避難指示)
- ② 避難所開設の日時及び場所

③ 箇所数及び収容人員

(3) 避難準備情報・勧告・指示の発令

避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線やエリアメール、広報車、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(4) 避難の実施

市町は、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難勧告等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や避難準備情報の発令等を検討する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の実施体制
- (2) 避難準備情報・勧告・指示の発令
- (3) 避難の実施方法
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■県民が実施する対策

1 避難勧告等発令時の行動

県民は、市町が発令する避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 災害時要援護者の保護（直前4）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 災害時要援護者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な災害時要援護者施設の利用者の他施設への受入要請や、市町を越えた福祉避難所等への受入等の調整を図る。
- 市町の実施する災害時要援護者の避難支援体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害時要援護者の避難状況の把握	被災者支援部隊 (避難者支援班)	県災対本部設置後速やかに	・災害時要援護者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、災害時要援護者関連施設)
災害時要援護者施設利用者の受入調整支援	被災者支援部隊 (避難者支援班)	災害時要援護者に必要な災害応急対策情報等を入手後速やかに	・災害時要援護者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
市町を越えた福祉避難所等への受入調整	被災者支援部隊 (避難者支援班)	市町からの要請があった場合等	・災害時要援護者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害時要援護者の避難状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 災害時要援護者の避難状況の把握

県は、市町を通じ、災害時要援護者の避難情報を収集する。

(2) 災害時要援護者施設利用者の受入調整支援

避難が必要な災害時要援護者施設利用者について、必要に応じ他施設での受入要請を行う。

(3) 市町を越えた福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、災害時要援護者を、福祉避難所等へ入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある災害時要援護者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められる。

災害時要援護者の避難対策は主に市町の所管であるが、多様な手段を用いた情報伝達や早期避難の呼びかけ等を効果的に進めるための県の支援等について検討(確認)する。

■市町が実施する対策

1 災害時要援護者の避難支援

(1) 災害時要援護者の避難行動支援

避難準備情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす災害時要援護者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 災害時要援護者の避難行動支援

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 災害時要援護者の避難受入（社会福祉施設等）

災害時要援護者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■県民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等して地域社会全体で災害時要援護者の安全確保および災害時要援護者の避難行動の支援に努める。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、災害時要援護者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 災害時要援護者及び保護責任者の対策

災害時要援護者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（直前5）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
休校措置の実施	被災者支援部隊 (教育対策班)	暴風警報発表後速やかに	・気象予警報等(気象台)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	休校措置の実施を判断した場合速やかに	・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等(県土整備部等) ・通学路周辺の危険個所の状況(教職員等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)
私立学校の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊 (教育対策班)	暴風警報発表後速やかに	・気象予警報等(気象台)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策（県立学校）

1 休校措置の実施（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 休校措置の判断

県立学校の校長は、始業前に所在市町に暴風警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校措置の連絡

県立学校の教職員は、休校措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

3 私立学校の管理者を対象とした対策（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 私立学校の児童生徒の安全確保の推進

県立学校に準じた児童生徒の安全確保を講じるよう働きかける。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 学校・園における児童生徒等の事前の安全確保

台風の接近が予想される場合など、暴風警報等が発表される前の段階において、児童生徒等の安全確保のために必要な情報や措置等について検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 休校・園措置の実施

「＜県が実施する対策＞ 1 休校措置の実施」に準じる。

2 児童生徒等の安全確保

「＜県が実施する対策＞ 2 児童生徒等の安全確保」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 休校・園措置の実施
- (2) 児童生徒等の安全確保
- (3) その他必要な事項

第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保（直前6）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産班、水道・工業用水道・電気班）

第1項 活動方針

- 県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班>	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(气象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
公共施設等の被害情報等の収集	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道・電気班>	災害対策本部設置後速やかに (大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(气象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 県管理道路における安全確保対策

県管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、市町管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

2 港湾施設及び海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理港湾施設及び海岸保全施設における安全確保対策

県管理港湾施設及び海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理港湾施設及び海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における安全確保対策

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

4 下水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

5 上水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

6 工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 工業用水道施設における安全確保対策

工業用水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

工業用水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

6 発電所施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 発電所施設における安全確保対策

発電所施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

発電所施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 県有施設における被害未然防止等対策

総合庁舎や単独庁舎等の県有施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、施設敷地内の排水溝等の点検・清掃、懸垂幕等の取り込み、公用車等の安全な場所への移動、非常用電源の確保など、各施設において必要な事前の被害未然防止等対策について検討（確認）する。

2 施設利用者の避難対策等

不特定多数の県民等が利用する施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、避難告知のタイミングや避難誘導體制について検討（確認）する。

3 道路の要注意箇所・区域等の事前点検等

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置のあり方について検討（確認）する。

4 道路施設被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急補修、通行止等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制のあり方について検討（確認）する。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のある方について検討（確認）する。

5 上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策

浸水や土砂流出等により被災のおそれがある箇所等について、台風接近前のパトロールによる点検、防護対策等を行う体制について検討（確認）する。

6 上下水道・工業用水道・発電所施設（県管理）被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急復旧のための補修等の応急対策を迅速に行うための台風接近前の準備体制のあり方について検討（確認）する。

また、応急対策に必要な資機材等の台風接近前の在庫の確認や調達のある方について検討（確認）する。

7 県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前点検等

発災時の県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認のあり方について検討（確認）する。

また、県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等を適切に操作するため、各施設ごとの河川増水時の操作手順等の事前確認体制について検討（確認）する。

さらに、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のある方について検討（確認）する。

8 施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市町管理道路

「<県が実施する対策> 1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(2) 市町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設

「<県が実施する対策> 3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(3) 下水道施設（市町管理）

「<県が実施する対策> 4 下水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(4) 上水道施設（市町管理）

「<県が実施する対策> 5 上水道（県管理）施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(5) 市町管理せき・水門・樋門・排水機場等

「<県が実施する対策> 7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動
- (2) その他必要な事項

第2節 水防活動体制の確保(直前7)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○ 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。 |
| ○ 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。 |

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊<公共土木対策班>	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報(気象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 水防活動実施のための人員配備

気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合や国土交通省から洪水予報または水防警報発令の通知を受けた場合、その他水防本部長または支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。

(2) 水防活動の実施

水防体制の配備を行った場合、水防本部及び支部は、以下の水防活動を行う。

- ① 気象等に関する予報及び警報の受理、判断と連絡
- ② 気象情報の収集と連絡
- ③ 雨量、水位、流量、潮位、波高記録の収集
- ④ 水防警報、水防解除の指令（知事指定の区域）
- ⑤ 洪水予報、水防警報、同解除の受理と通報
- ⑥ 水防報告のとりまとめ
- ⑦ 被害報告のとりまとめと公表
- ⑧ 水防活動の技術指導
- ⑨ 水防活動の現地応援
- ⑩ 水防資材の調達と輸送
- ⑪ 高潮等の予報通報
- ⑫ 避難立退指示の発動 など

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等について、事前の確認体制を検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 水防活動の実施

(2) その他必要な事項

第3節 県民・企業等による安全確保(直前8)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 県民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、HPやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を県民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第3項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊<総務班>	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊<総括班、広聴広報班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)
災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報提供	総括部隊<総務班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「防災みえ.jp」ホームページおよび「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達(総括部隊<総務班>)

(1) 「防災みえ.jp」ホームページでの災害情報等の提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報のポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ(<http://www.bosaimie.jp>)により、三重県に関する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

① 気象情報の提供

県民等が防災対策に活用するための参考情報として、一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

- 県内主要都市の天気予報
- 三重県および隣接県における警報・注意報の発表状況
- 台風の予想進路、暴風域に入る確率
- 気象衛星画像

- 市町ごとの観測地点別雨量・河川水位情報
- 県内主要地点における波高および潮位
- 県内雷情報
- 県内土砂災害警戒情報 など

② 災害情報の提供

県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。

- 県内災害対策本部設置状況
- 県内市町での避難勧告等発令状況
- 県内市町での避難所設置等状況
- 医療・救護情報
- 被害状況 など

③ その他の情報の提供

市町や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、各市町避難所一覧や洪水等ハザードマップ、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2) 「メール配信サービス」による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「防災みえ.jp メール配信サービス」により気象情報等を提供する。

① 気象警報・注意報

- 気象警報（特別警報含む）
- 気象注意報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報

② 台風情報

③ 河川水位に関する情報 など

2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

県災対本部を設置した場合は、県内市町等から収集した避難情報、被害情報等を報道機関に提供し、報道機関を通じた県民・企業等への災害情報の提供を図る。

3 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した情報提供（総括部隊＜総務班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「災害情報共有システム（Lアラート）」が総務省により整備され、運用が始まっていることから、これを活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

【タイムライン策定に向けた検討（確認）項目の例】

1 「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

台風接近 48 時間前情報や気象予警報等など、県民に早期の自助の行動を促すため、事前に県民に周知することが望ましい情報について、「防災みえ.jp」ホームページや「メール配信サービス」等を活用した事前の情報発信のあり方を検討（確認）する。

■市町が実施する対策

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難勧告等の伝達・報告

市町において、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難情報、被害情報等の住民への提供
- (2) その他必要な事項

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・県民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する避難勧告等避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、防災みえ.jp等のホームページやメール配信サービス等で最新の気象情報等を把握し、市町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。